



SBI損保

DISCLOSURE **2019**

SBI Insurance Co., Ltd.

---

SBI損害保険の現状

## ごあいさつ

平素より SBI 損保をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社の経営方針、事業概況、財務状況等をご説明するためディスクロージャー誌「SBI 損害保険の現状 2019」を作成いたしました。本紙が弊社をご理解いただくにあたり、お役に立てれば幸いに存じます。

2018 年度は、創業以来初の日本基準当期純利益での黒字化を達成した 2017 年度に続き 2 期連続黒字を達成いたしました。主力商品である自動車保険では、デジタル戦略を活用した新しい顧客体験に取り組むと同時に、ダイレクト型損保の強みである競争力のある保険料体系を実現することにより顧客基盤の拡大に努めた結果、保有契約数として 100 万件を超える水準にまで成長することができました。実額補償タイプのがん保険は、自由診療を補償するという商品特性で販売が好調に推移し、保有契約数は前年度から 30% 増となり、高い成長率を記録しました。また、火災保険においても堅調に契約を伸ばすなど、長期にわたる安定的な収益基盤の構築に取り組むことができました。

このような業績を実現することができたのも、ひとえに皆様のご支援の賜物と、弊社役職員を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

2018 年度の具体的な取組みといたしましては、LINE 公式アカウントを活用した自動車保険お見積りサービスの機能拡充や、LINE トーク上での自動車保険事故受付サービスの開始、保険料のご返金や保険金の一部お支払いにセブン銀行 ATM での現金受取が可能な「ATM 受取」を導入するなど、前年度に引き続き、お客さまとの接点の多様化を実現いたしました。また、「手話・筆談サービス」の導入および「シニアのお客さま専用ダイヤル」の開設など、お客さまの立場に寄り添ったサービスの推進に取り組んでまいりました。

今後も弊社の経営理念である「顧客中心主義」を追求し、より一層お客さまに選んでいただける企業となるよう、従業員一丸となり取り組んでまいります。

引き続き、皆さまのご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



SBI損害保険株式会社  
代表取締役社長 島津 勇一

# トピックス

## 自動車保険で「月払」をスタート

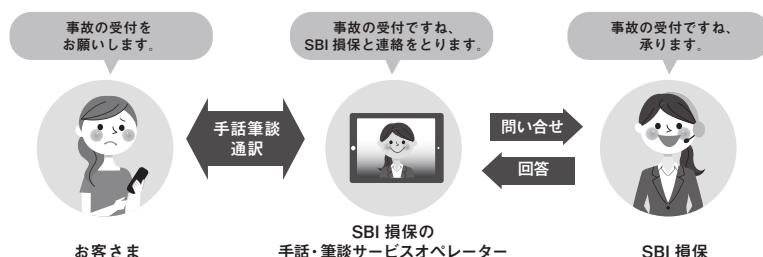
「SBI 損保の自動車保険」は保険料の払込方法に「月払（クレジットカード払）」を新設しました。2019年3月1日以降を保険始期日とするご契約においてお取扱いをスタートしました。

## 「ATM 受取」サービスをスタート

保険料のご返金や保険金の一部お支払に、株式会社セブン・ペイメントサービスが提供する「ATM 受取（現金受取サービス）」を導入しました。

## 「SBI 損保の手話・筆談サービス」を導入

2019年1月15日より「SBI 損保の手話・筆談サービス」の提供を開始いたしました。耳や言葉が不自由な方にもスムーズに各種手続きやお問い合わせ等を行っていただけます。



## シニアのお客さま専用ダイヤルを開設

2019年3月5日よりシニアのお客さま専用ダイヤルを開設いたしました。専門的な研修を受講した SBI 損保サポートデスクのオペレーターが、シニア層のお客さまに安心してご相談いただけるようゆっくり丁寧にお応えします。

## 「LINE カンタンお見積り」新サービススタート

LINE 公式アカウントから自動車保険証券のアップロードに加えて、契約保険会社の更新案内ハガキの写真や契約内容のスクリーンショットなどご契約内容が分かるものをアップロードしていただくだけでお見積りが可能になりました。

## LINE のトーク上での自動車事故受付サービススタート

LINE 公式アカウントにおいて自動車保険の事故受付をトーク上で行うことができる LINE での事故受付を 2019 年 1 月 17 日より開始いたしました。



## 小島瑠璃子さんをブランドキャラクターに起用

小島瑠璃子さんをブランドキャラクターとして起用し、「SBI 損保の自動車保険」や「SBI 損保のがん保険」のテレビ CM を全国で放映しています。

## 「HDI 格付けベンチマーク」問合せ窓口・Web サポートで三つ星獲得

HDI-Japan が発表した 2018 年公開格付け調査「HDI 格付けベンチマーク」において、問合せ窓口格付け、Web サポート格付けの 2 部門で最高ランクの三つ星を獲得しました。

## 自動車保険「価格.com 自動車保険満足度ランキング 2019」保険料満足度 10 年連続第 1 位を獲得

SBI 損保の自動車保険は、カクコム社が発表する「価格.com 自動車保険満足度ランキング 2019」の保険料満足度において第 1 位の評価をいただきました。保険料部門では 10 年連続（2010 年～2019 年版）の獲得となります。



## 「顧客サポート調査 2018」サポートサイト評価第 1 位

SBI 損保はトライベック・ブランド戦略研究所が発表した「顧客サポート調査 2018」において、120 製品・サービスの中からサポートサイト評価第 1 位と評価されました。



# 目次

## I 保険会社の概況および組織

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1   代表的な経営指標等       | 4 |
| 2   経営理念            | 5 |
| 3   会社の沿革           | 5 |
| 4   組織              | 6 |
| 5   株主・株式の状況        | 7 |
| 6   役員・会計監査人・従業員の状況 | 8 |
| 7   社会公共活動          | 8 |
| 8   地震保険の普及・啓発      | 9 |

## II 保険会社の主要な業務の内容

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1   取扱商品            | 10 |
| 2   各種サービス          | 13 |
| 3   お客さま満足度向上への取り組み | 15 |
| 4   保険の仕組み一般        | 18 |
| 5   約款              | 18 |
| 6   保険料             | 19 |
| 7   保険金のお支払い        | 19 |
| 8   保険募集            | 20 |

## III 保険会社の運営

|                                                             |    |
|-------------------------------------------------------------|----|
| 1   コーポレート・ガバナンス態勢                                          | 22 |
| 2   内部統制システムの構築および運用状況の概要                                   | 23 |
| 3   リスク管理の態勢                                                | 24 |
| 4   法令等遵守の態勢                                                | 26 |
| 5   健全な保険数理に基づく責任準備金の<br>確認についての合理性および妥当性<br>(第三分野に係るものに限る) | 27 |
| 6   社外・社内の監査・検査体制                                           | 27 |
| 7   CSR(企業の社会的責任)                                           | 27 |
| 8   個人情報保護方針(プライバシーポリシー)                                    | 27 |
| 9   反社会的勢力に対する基本方針                                          | 31 |
| 10   利益相反管理方針の概要                                            | 31 |

## IV 保険会社の主要な業務に関する事項

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1   直近の事業年度における事業の概況              | 33 |
| 2   直近の5事業年度における<br>主要な業務の状況を示す指標 | 34 |
| 3   直近の事業年度における<br>業務の状況を示す指標等    | 34 |
| 1. 主要な業務の状況を示す指標等                 | 34 |
| 2. 保険契約に関する指標等                    | 38 |
| 3. 経理に関する指標等                      | 40 |
| 4. 資産運用に関する指標等                    | 44 |
| 5. 特別勘定に関する指標                     | 47 |

## V 直近の2事業年度における財産の状況

|                                                     |    |
|-----------------------------------------------------|----|
| 1   計算書類等                                           | 48 |
| 1. 貸借対照表                                            | 48 |
| 2. 損益計算書                                            | 52 |
| 3. キャッシュ・フロー計算書                                     | 55 |
| 4. 1株当たり配当等の推移                                      | 56 |
| 5. 株主資本等変動計算書                                       | 57 |
| 2   リスク管理債権                                         | 58 |
| 3   元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況                            | 58 |
| 4   債務者区分に基づいて区分された債権                               | 58 |
| 5   保険会社に係る保険金等の支払能力の<br>充実の状況<br>(単体ソルベンシー・マージン比率) | 58 |
| 6   時価情報等                                           | 59 |
| 7   監査法人による監査の状況                                    | 61 |
| 8   当社及びその子会社等の概況                                   | 61 |

|           |    |
|-----------|----|
| 損害保険用語の解説 | 62 |
|-----------|----|

# I 保険会社の概況および組織

## 1 代表的な経営指標等

| 項 目               | 2017年度    | 2018年度    | 指標の解説                                                                                                                                                                            |
|-------------------|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 元受正味保険料           | 35,468百万円 | 37,761百万円 | ご契約者からお預かりした保険料から諸返戻金を控除した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。                                                                                                                              |
| 正味収入保険料           | 24,353百万円 | 25,784百万円 | ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。<br>正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-出再正味保険料                                                                                  |
| 正味損害率             | 80.7%     | 84.1%     | 正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。<br>正味損害率(%)=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100                                                               |
| 正味事業費率            | 11.2%     | 14.3%     | 正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。<br>正味事業費率(%)=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料×100                       |
| 保険引受利益又は損失(△)     | △40百万円    | △2,498百万円 | 正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額等)を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。<br>保険引受利益(損失)=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支          |
| 経常利益又は経常損失(△)     | 42百万円     | 229百万円    | 正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。                                                                        |
| 当期純利益又は当期純損失(△)   | 86百万円     | 130百万円    | 経常利益(経常損失)に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益(損失)を示すものです。                                                                                                                |
| 単体ソルベンシー・マージン比率   | 366.1%    | 657.0%    | 保険会社における保険金の支払余力を示します。保険会社は、保険契約上の責任を果たすための引当として責任準備金を積み立てていますが、予想を超えた保険事故のリスクや、資産運用をめぐるリスクなどが発生した場合に、自己資本や準備金を取崩して対応する必要があります。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。 |
| 総資産額              | 36,177百万円 | 46,989百万円 | 損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。                                                                                                            |
| 純資産額              | 6,080百万円  | 13,515百万円 | 損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。                                                                                                  |
| その他有価証券評価差額       | △26百万円    | △722百万円   | 「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式および関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額は、その他有価証券の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。                           |
| リスク管理債権           | 該当なし      | 該当なし      | 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分類されています。                                                       |
| 資産の自己査定結果における分類額計 | —         | —         | 保有資産を価値の毀損の危険性等に応じて、自己で分類区分をします。債務者の状況及び債権の回収可能性の評価に応じてⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4つに分類し、このうち、何らかの回収の危険性又は価値の毀損の可能性があるⅡ、Ⅲ、Ⅳ分類の合計額です。                                                                |

## 2 経営理念

私たちSBI損保は、「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」をミッションに、情報技術の発展がもたらす新しいライフスタイルの中で、従来の概念にとらわれない「お客さま中心主義」のサービスを追求してまいります。

### ミッション

より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために

### ビジョン

私たちSBI損保は、情報技術の発展がもたらす新しいライフスタイルの中で、従来の概念にとらわれない「お客さま中心主義」のサービスを追求してまいります。

### 4つの基本指針

#### 合理的な保険料と最適な商品の提供

徹底した業務の効率化により、お客さまの求める保険商品をリーズナブルな保険料で。

SBI損保は、たゆまぬ経営努力により、お客さま一人ひとりのニーズに合った保険サービスを実現いたします。

#### 簡潔でわかりやすいサービスの実現

複雑な保険サービスをわかりやすく、申込やお手続きを簡単・便利に。

SBI損保は、お客さまの視点に立ち、簡単でわかりやすいサービスを実現してまいります。

#### 常にお客さまにとって身近な保険会社であること

いつでも、どこでも安心してご利用いただける保険会社。

SBI損保は、全国対応のサービスネットワークとインターネットを通じた万全のサポート体制を実現し、お客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。

#### 保険業界のイノベーターであり続けること

利便性の高い先進的な保険サービスの追求と新たな事業への継続的な取り組み。

SBI損保は、常に自己進化を怠らず、新たな保険サービスの創造に挑戦し続けてまいります。

私たちSBI損保は、急速に進化する情報化社会において、ライフスタイルの変化、お客さまニーズの多様化などにお応えべく、常にお客さまの立場に立った「お客さま中心主義」を貫くことで、損害保険事業を通じた社会貢献を実現していきたいと考えております。

## 3 会社の沿革

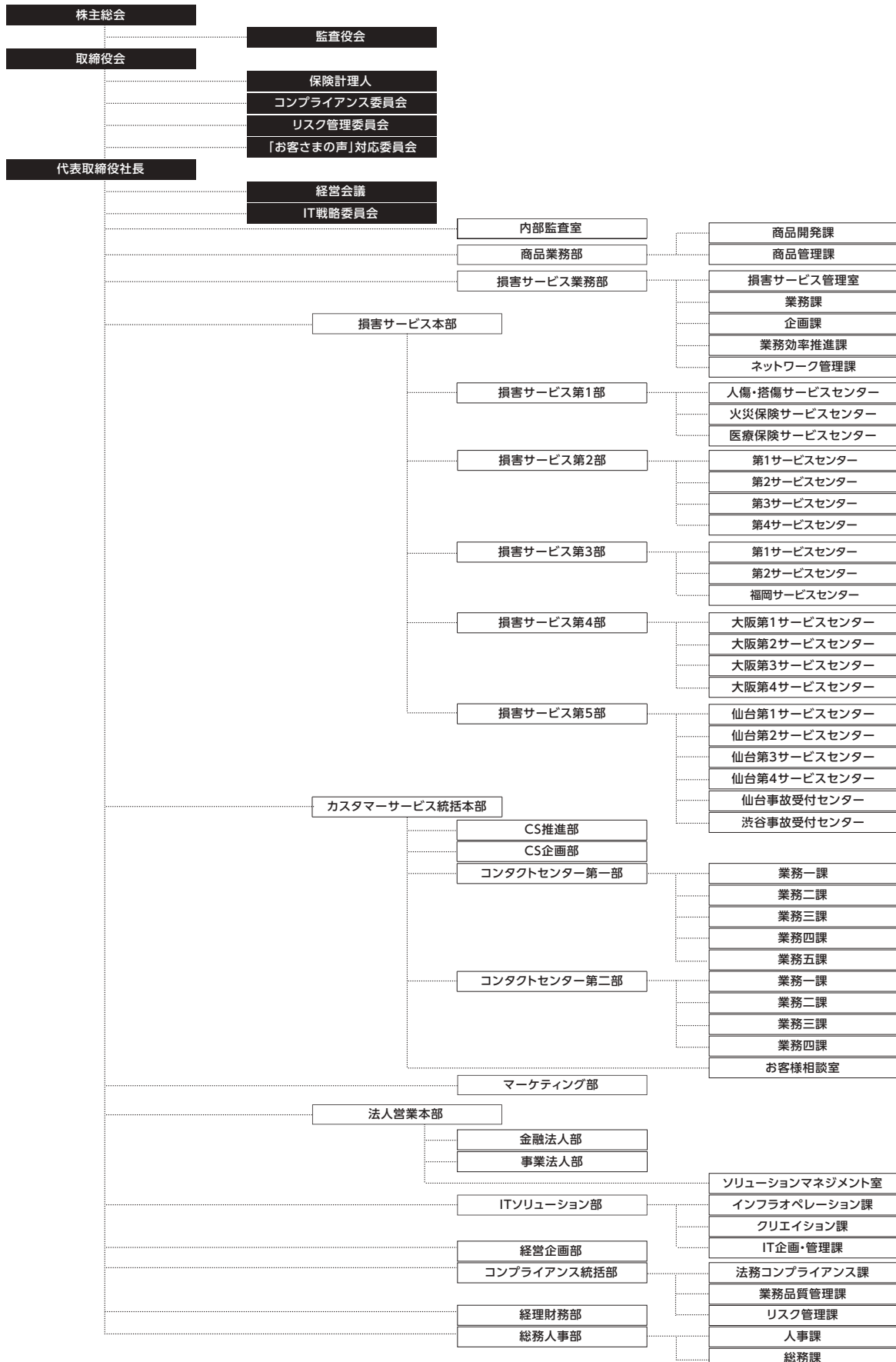
|          |                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 2006年 6月 | SBIホールディングス(株)とあいおい損害保険(株)(現あいおいニッセイ同和損害保険(株))の共同出資によりSBI損保設立準備(株)設立          |
| 2007年 2月 | ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))が新たに出資                                               |
| 2007年12月 | 損害保険業の免許を取得、商号をSBI損害保険株式会社に変更                                                 |
| 2008年 1月 | 営業を開始                                                                         |
| 2011年 4月 | 損害サービス体制を強化(3サービスセンターから5サービスセンターへ)                                            |
| 2011年 7月 | エイチ・エス損害保険(株)の「海外旅行保険」および日本震災パートナーズ(株)(現SBIリスタ少額短期保険(株))の「地震補償保険」の取扱いを開始      |
| 2011年10月 | 東京コンタクトセンターを開設                                                                |
| 2012年 8月 | 「がん治療費用保険」の販売を開始                                                              |
| 2013年 7月 | 大阪損害サービスセンターを開設                                                               |
| 2013年10月 | 九州コンタクトセンター(佐賀県鳥栖市)を開設<br>いきいき世代(株)(現SBIいきいき少額短期保険(株))の「医療保険」および「死亡保険」の取扱いを開始 |
| 2016年 2月 | SBI生命保険(株)の「医療保険」および「定期保険」の取扱いを開始                                             |
| 2016年 3月 | トライアングル少額短期保険(株)の「自動車部品保険」の取扱いを開始                                             |
| 2016年10月 | 「SBI損保の火災保険」および「地震保険」の販売を開始                                                   |
| 2017年 3月 | 日本少額短期保険(株)(現SBI日本少額短期保険(株))の「車両専用保険」の取扱いを開始                                  |
| 2017年 9月 | SBIいきいき少額短期保険(株)の「SBIいきいき少額のペット保険」の取扱いを開始                                     |
| 2017年11月 | ネオファースト生命保険(株)の各種保険商品の取扱いを開始<br>朝日生命保険(相)の各種保険商品の取扱いを開始                       |
| 2018年 8月 | 仙台損害サービスセンターを開設                                                               |
| 2018年10月 | 福岡損害サービスセンター・福岡コンタクトセンターを開設                                                   |

# I 保険会社の概況および組織

## 4 組織

### 1. 本社機構

(2019年7月1日現在)





## 2. 店舗所在地

|                             |           |                      |                    |                               |
|-----------------------------|-----------|----------------------|--------------------|-------------------------------|
| ① 本 社                       | 〒106-6016 | 東京都港区六本木一丁目6番1号      | 泉ガーデンタワー16階        | TEL03-6229-0060(代表)           |
| ② 損害サービス本部                  |           |                      |                    |                               |
| 損害サービス第1部・2部・3部(東京)         | 〒150-0043 | 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号    | 渋谷道玄坂東急ビル5階・7階     | TEL03-6861-3030(代表)           |
| 損害サービス第3部(福岡)               | 〒810-0041 | 福岡県福岡市中央区大名1丁目4番1号   | NDビル7階             | TEL03-6892-0892(代表)           |
| 損害サービス第4部                   | 〒532-0003 | 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5番24号  | 新大阪第一生命ビルディング3階・5階 | TEL0942-88-9600(代表)           |
| 損害サービス第5部                   | 〒980-0811 | 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目2番13号 | 仙建ビル8階             | TEL0942-88-8259(代表)           |
| ③ カスタマーサービス統括本部             |           |                      |                    |                               |
| コンタクトセンター第一部                | 〒150-0043 | 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号    | 渋谷道玄坂東急ビル4階        | TEL0800-8888-581(フリーコール)      |
| コンタクトセンター第二部(鳥栖)            | 〒841-0026 | 佐賀県鳥栖市本鳥栖町537番1号     | フレスポ鳥栖2階           | TEL0800-8888-581(フリーコール)      |
| (福岡)                        | 〒810-0041 | 福岡県福岡市中央区大名1丁目4番1号   | NDビル7階             | TEL0800-8888-581(フリーコール)      |
| ④ マーケティング部                  |           |                      |                    |                               |
| 池袋お見積りセンター                  | 〒171-0041 | 東京都豊島区池袋2丁目47番3号     | キウレイコンビル3階         | TEL0120-919-058(フリーコール)       |
| 渋谷お見積りセンター                  | 〒150-0043 | 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号    | 渋谷道玄坂東急ビル4階        | TEL0800-170-5230(フリーコール)      |
| 初台お見積りセンター                  | 〒151-0053 | 東京都渋谷区代々木4丁目31番6号    | 西新宿松屋ビル4階          | TEL0120-691-735(フリーコール)       |
| 大阪お見積りセンター                  | 〒530-0057 | 大阪府大阪市北区曽根崎1丁目2番9号   | 梅新ファーストビル4階        | TEL0120-990-502(フリーコール)       |
| ⑤ 全国サービスネットワーク (2019年3月末現在) |           |                      |                    |                               |
| SBI損保安心工場ネットワーク :全国約840カ所   |           |                      |                    | SBI損保安心ロードサービス拠点 :全国約10,400カ所 |

## 5 株主・株式の状況

### 1. 基本事項

株主総会開催時期 : 毎年4月1日から4ヶ月以内 決算期日 : 毎年3月31日  
 公告方法 : 電子公告(※) (※)公告掲載URL (<http://www.sbisonpo.co.jp/koukoku/>)

### 2. 株式分布状況および株主

| 株主名称                | 本社住所              | 持株数         | 発行済株式総数に対する<br>持株数の割合 |
|---------------------|-------------------|-------------|-----------------------|
| SBIインシュアランスグループ株式会社 | 東京都港区六本木一丁目6番1号   | 11,533,467株 | 99.19%                |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  | 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 | 94,070株     | 0.81%                 |

### 3. 資本金の推移および最近の新株の発行

| 年月日          | 新株発行数      | 発行済株式総数     | 増資額      | 資本金の額     | 資本準備金の額   |
|--------------|------------|-------------|----------|-----------|-----------|
| 2006年 6月 1日  | 2,000株     | 2,000株      | —        | 100百万円    | 0百万円      |
| 2007年 2月28日  | 58,000株    | 60,000株     | 2,900百万円 | 1,550百万円  | 1,450百万円  |
| 2009年 9月17日  | 79,160株    | 139,160株    | 3,000百万円 | 3,050百万円  | 2,950百万円  |
| 2010年 5月26日  | 142,483株   | 281,643株    | 5,000百万円 | 5,550百万円  | 5,450百万円  |
| 2011年 8月30日  | 35,540株    | 317,183株    | 1,000百万円 | 6,050百万円  | 5,950百万円  |
| 2011年 9月29日  | 19,303株    | 336,486株    | 500百万円   | 6,300百万円  | 6,200百万円  |
| 2011年 10月28日 | 12,595株    | 349,081株    | 300百万円   | 6,450百万円  | 6,350百万円  |
| 2011年 11月30日 | 13,131株    | 362,212株    | 300百万円   | 6,600百万円  | 6,500百万円  |
| 2011年 12月28日 | 36,280株    | 398,492株    | 800百万円   | 7,000百万円  | 6,900百万円  |
| 2012年 1月31日  | 23,498株    | 421,990株    | 500百万円   | 7,250百万円  | 7,150百万円  |
| 2012年 2月29日  | 39,632株    | 461,622株    | 800百万円   | 7,650百万円  | 7,550百万円  |
| 2012年 3月30日  | 206,537株   | 668,159株    | 4,000百万円 | 9,650百万円  | 9,550百万円  |
| 2012年 6月19日  | 52,377株    | 720,536株    | 800百万円   | 10,050百万円 | 9,950百万円  |
| 2012年 9月28日  | 2,000,000株 | 2,720,536株  | 6,000百万円 | 13,050百万円 | 12,950百万円 |
| 2013年 5月31日  | 500,000株   | 3,220,536株  | 1,500百万円 | 13,800百万円 | 13,700百万円 |
| 2013年 8月30日  | 500,000株   | 3,720,536株  | 1,500百万円 | 14,550百万円 | 14,450百万円 |
| 2013年 11月29日 | 1,000,000株 | 4,720,536株  | 3,000百万円 | 16,050百万円 | 15,950百万円 |
| 2014年 9月30日  | 66,667株    | 4,787,203株  | 200百万円   | 16,150百万円 | 16,050百万円 |
| 2015年 3月31日  | 233,334株   | 5,020,537株  | 700百万円   | 16,500百万円 | 16,400百万円 |
| 2018年 10月26日 | 6,607,000株 | 11,627,537株 | 8,001百万円 | 20,500百万円 | 20,400百万円 |



# I 保険会社の概況および組織

## 6 役員・会計監査人・従業員の状況

### 1. 役員の状況

| 役職名       | 氏名          | 担当業務および主な兼職の状況                                             | (2019年6月12日現在) |
|-----------|-------------|------------------------------------------------------------|----------------|
| 代表取締役社長   | しまづ 島津 勇一   | 損害サービス業務部                                                  |                |
| 常務取締役執行役員 | おおさわ 大澤 祐一  | 内部監査室、コンプライアンス統括部                                          |                |
| 常務取締役執行役員 | まつお 松尾 茂    | ITソリューション部、経営企画部                                           |                |
| 常務取締役執行役員 | かわしま 川嶋 恒彦  | 法人営業本部、金融法人部、事業法人部                                         |                |
| 取締役執行役員   | ふじおか 藤岡 和之輔 | マーケティング部                                                   |                |
| 取締役執行役員   | たかだ 高田 和弘   | 経理財務部                                                      |                |
| 取締役執行役員   | つじなか 辻中 誠   | 総務人事部、商品業務部                                                |                |
| 取締役執行役員   | ねじめ 称寝 大輔   | 損害サービス本部、損害サービス第1部、損害サービス第2部、損害サービス第3部、損害サービス第4部、損害サービス第5部 |                |
| 取締役執行役員   | きむら 木村 正重   | 商品業務部                                                      |                |
| 取締役執行役員   | もちだ 持田 貞洋   | 経営企画部、カスタマーサービス統括本部、CS推進部、CS企画部、コンタクトセンター第一部、コンタクトセンター第二部  |                |
| 常勤監査役(社外) | さいき 齋木 達夫   |                                                            |                |
| 監査役(社外)   | うづか 宇塚 勝見   |                                                            |                |
| 監査役(社外)   | ほんま 本間 尚登   |                                                            |                |
| 執行役員      | ひぐち 樋口 健二   | コンタクトセンター第二部                                               |                |
| 執行役員      | はやの 早野 梵天丸  | 法人営業本部                                                     |                |
| 執行役員      | あらい 新井 浩司   | 損害サービス第3部                                                  |                |

### 2. 会計監査人の状況

|        |              |
|--------|--------------|
| 氏名又は名称 | 有限責任監査法人トーマツ |
|--------|--------------|

### 3. 従業員の状況

(2019年3月31日現在)

| 区分   | 前期末  | 当期末  | 当期増減 | 当 期 末 現 在 |        |         |
|------|------|------|------|-----------|--------|---------|
|      |      |      |      | 平均年齢      | 平均勤続年数 | 平均年間給与  |
| 従業員数 | 528名 | 610名 | 82名  | 40.4歳     | 3.6年   | 4,018千円 |

## 7 社会公共活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。主な取り組みは以下のとおりです。

### 1. 交通安全対策

#### (1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

#### (2) 交通安全啓発活動

##### ① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

##### ② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

##### ③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。また、映像コンテンツの公開や、反射材の着用促進など、事故防止の取り組みを推進しています。

##### ④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

## 2. 防災・自然災害対策

### (1) 地域の安全意識の啓発

#### ① 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

#### ② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

### (2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

#### ① 軽消防自動車等の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車等を全国の自治体や離島に寄贈しています。

#### ② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約 20 万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

#### ③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、e ラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

## 3. 犯罪防止対策

### (1) 盗難防止の日(10月7日)の取り組み

2003 年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが自動車盗難防止啓発チラシおよびノベルティを配布し、自動車盗難防止対策の必要性を訴えています。

### (2) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に 2001 年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。

### (3) 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金が使えない」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。

### (4) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

## 4. 環境問題への取り組み

### (1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっている CO<sub>2</sub> の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

### (2) 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物と CO<sub>2</sub> の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

### (3) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ(DVD)とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

### (4) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO<sub>2</sub> 排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

## 5. 保険金不正請求防止に向けた取り組み

### (1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013 年 1 月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

### (2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたぐらむ人物への牽制を図っています。※「刑法第 246 条第 1 項 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。第 2 項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

### (3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

## 8 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2016 年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取り組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

## Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容

### 1 取扱商品

#### SBI損保の自動車保険（個人総合自動車保険）

##### 1. ネット損保ならではの納得価格

インターネットの利便性を最大限に活用し、業務の効率化とお客さまと直接お取引することにより削減されたコストを保険料に還元させ、納得の保険料のご提供を実現しています。

##### 2. 合理的な保険料の算出基準

###### ① 「お車の条件」に合わせた保険料設定

車種・型式によって保険料が異なるほか、お車を業務で使用する場合やレジャーで使用する場合など、使用目的によっても保険料が異なります。例えば、主に土日や祝日にしかお車を使用しない方は、保険料がお安くなります。

###### ② 「お客さまの条件」に合わせた保険料設定

運転者の年齢や範囲、運転免許証の色によって保険料が異なるほか、年間走行距離やノンフリート等級、お住まいの地域等によっても保険料が異なります。例えば、ゴールド免許をお持ちの方や運転者を「ご本人」に限定される場合などは、保険料がお安くなります。

##### 3. 各種割引

###### ① インターネットのお手続きによる割引

インターネットを通じてご契約をお申込みいただくと保険料を10,000円割引きます。

さらに、保険証券の発行が不要な場合は保険料を500円割引きますので、保険料が最大10,500円割引になります。（※1）

###### ② 「車両の条件」による割引

契約自動車が新車（保険始期日時時点で初度登録年月・初度検査年月から25か月以内）である場合や一定の条件に合致するセーフティ・サポートカー（ASV）である場合に保険料を割引きます。（※2）

##### 4. 万々に備える充実した補償

お客さま一人ひとりのニーズに応えるため、個々の補償種類について付帯の有無や金額の設定を自由に組み合わせてご契約いただけます。（※3）

###### ① 相手の方への補償

###### ● 対人賠償保険

契約自動車による自動車事故により、他人（歩行者、相手の車の搭乗者の方など）を死傷させてしまい法律上の損害賠償責任を負担する場合、自賠責保険の保険金額を超える部分の保険金をお支払いします。

###### ● 対物賠償保険

契約自動車による自動車事故により、相手の車や自転車、ガードレールや街灯など他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

###### ② ご自身・搭乗者の方への補償

###### ● 人身傷害補償保険

契約自動車の事故により、乗車中の方が亡くなられた場合やケガをされた場合に治療費や休業損害・逸失利益などを補償いたします。また、記名被保険者やそのご家族の方が歩行中に自動車事故に遭われた場合も補償の対象となります。

###### ● 無保険車傷害保険

保険をつけていない車や補償内容が不十分な車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

###### ● 自損事故保険

運転ミス等による自損事故で契約自動車に乗車中の方が死傷し、自賠責保険および人身傷害補償保険による補償が受けられない場合に保険金をお支払いします。

###### ● 搭乗者傷害保険

契約自動車に乗車中の方が死傷された場合、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金などをお支払いします。

### ③ お車の補償

#### ● 車両保険

契約自動車<sup>が</sup>、他の自動車との衝突・接触・火災などで損傷したり、盗難などに遭ったりした場合に保険金をお支払いする保険です。車両保険の種類は、補償範囲が広い「一般車両」と、補償範囲が一部限定された「車対車+限定A」をご用意しております。

※1 ①インターネット割引(10,000円)②証券不発行割引(500円)を適用した場合の割引額です。月払の場合は年間最大10,440円(①9,960円②480円)となります。

※2 一部割引の対象にならないお車があります。

※3 対人賠償保険、無保険車傷害保険、自損事故保険は自動付帯のため、除きます。

## SBI 損保のがん保険(自由診療タイプ)(がん治療費用保険)

### 1. ネットを活用した割安な保険料

インターネットを活用し業務を徹底的に効率化。削減したコストを保険料に還元しました。

例えば、男性30歳なら、保険料は月々たったの970円。(がん診断保険金額100万円、保険期間5年、2019年4月始期)

### 2. 実際にかかった治療費を実額補償

入院日数や通院日数に対して一定の保険金を支払うのではなく、実際にがん治療にかかった費用を、かかった分だけお支払いします。そのため、がん治療費を実質自己負担0円にできます。(※1)

さらに、がんと診断されたときには一時金(100万円・200万円・300万円・なしよりご選択可)をお支払いします。

### 3. 通院治療費は最大1,000万円まで補償(※2)

抗がん剤治療による通院や退院後の補助療法、セカンドオピニオン外来まで補償します。しかも通院日数に制限はありませんので、安心してがん治療を続けることができます。

### 4. 先進医療だけでなく自由診療も補償

治療費が全額自己負担となってしまう先進医療や、国内未承認であっても海外では効果が認められている最先端医療などの自由診療についても実額で補償します。(※3)

### 5. 医療機関への直接支払(※4)

先進医療や自由診療の費用を、弊社から医療機関に直接お支払いすることが可能です。高額な治療費を立て替える心配はいりません。

※1 公的医療保険制度にて保障されるべき金額(保険診療で可能な診療を自由診療にて行った場合の保険診療相当分、高額療養費相当額)はお支払いの対象とはなりません。治療費等の実額を支払う他の保険契約等から保険金等が支払われた場合または優先して支払われる場合は、治療費等の実額からその額を差し引いて保険金をお支払いします。

※2 保険期間(5年)ごとに1,000万円まで補償となります。

※3 SBI損保の支払基準を満たす診療に限ります。

※4 医療機関への支払いは、保険金の支払可否(有無責)の判断後となります。また、保険料未収の場合や、医療機関によってはご利用いただけない場合があります。

## Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容

### SBI損保の火災保険(住まいの保険)

#### 1. 自由に選べる補償内容

お客さま一人ひとりの住環境、ライフスタイル、保険料に費やせるご予算などに応じて、基本となる補償の「火災、落雷、破裂・爆発」に加え、豊富な補償ラインナップから、お客さまご自身で自由に補償内容をお選びいただくことができます。

#### 2. ユニークな割引メニュー

##### ① ノンスモーカー割引

と一緒に居住されるご家族に喫煙者がいない場合、保険料が割引になります。

##### ② オール電化住宅割引

保険の対象である建物がオール電化住宅の場合、保険料が割引になります。

#### 3. 充実のハウスサポートサービス

お住まいの水まわり、窓ガラス破損、玄関カギなどのトラブルに、24時間対応の専門業者を手配いたします。

(※) 特殊作業に関する費用および部品代等はお客さまのご負担となります。

### 賠償責任保険(法人向け商品)

個人のお客さま向け商品に加え、2018年12月より、法人のお客さま向けに共同保険での賠償責任保険のお取扱いを開始いたしました。今後もお客さまのニーズや時代の変化に対応し、取扱商品の拡充を行っていく予定です。

### 商品の開発と主な改定

|           | 個人総合自動車保険                                               | がん治療費用保険<br>がん治療費用総合保険       | 住まいの保険                                     | その他         |
|-----------|---------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|-------------|
| 2008年1月   | 販売開始                                                    |                              |                                            |             |
| 2010年4月※  | 保険法施行に伴う各種改定                                            |                              |                                            |             |
| 2011年4月※  | 年齢条件区分の変更、主な運転者の年齢別料率の導入                                |                              |                                            |             |
| 2012年1月※  | 後遺障害等級の変更                                               |                              |                                            |             |
| 2012年8月※  |                                                         | がん治療費用保険 販売開始                |                                            |             |
| 2013年4月※  | ノンフリート等級制度(事故有係数の導入、等級すえおき事故の改廃等)の変更<br>「自転車事故補償特約」新規販売 |                              |                                            |             |
| 2014年4月※  | 暴力団排除条項の導入                                              | 暴力団排除条項の導入、<br>がん診断保険金なし販売開始 |                                            |             |
| 2015年4月※  | クレジットカード払の要件緩和等                                         |                              |                                            |             |
| 2015年7月   | ネットバンク決済の要件緩和等                                          |                              |                                            |             |
| 2015年10月※ | 搭乗者傷害保険の医療保険金の変更等                                       |                              |                                            |             |
| 2016年10月※ | 走行距離区分の導入                                               |                              | 販売開始                                       |             |
| 2018年1月※  | ASV割引の導入、「個人賠償責任危険補償特約」新規販売                             |                              |                                            |             |
| 2018年3月※  |                                                         |                              | 賃貸用の共同住宅一棟全体の引受け開始、「賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約」新規販売 |             |
| 2018年10月  |                                                         | がん治療費用総合保険 販売開始              |                                            |             |
| 2018年12月  |                                                         |                              |                                            | 賠償責任保険 販売開始 |
| 2019年3月※  | 月払の販売開始                                                 |                              |                                            |             |

(※) 保険始期年月であり、募集開始年月とは異なります。



## 2 各種サービス

### 安心のサービスをご提供いたします

突然やってくる事故や病気からお客さまをしっかりとサポートし、ご安心していただけるような様々なサービスをご提供いたします。

#### 【SBI損保の自動車保険】(個人総合自動車保険)

##### 1. 24時間365日事故受付

24時間365日年中無休で事故受付をいたします。SBI損保安心ホットラインには携帯電話からでもつながりますので、まずはこちらへご連絡ください。また、弊社Webサイトのお客さま専用のマイページからオンライン事故報告を行うことも可能です。

#### ■ SBI損保安心ホットライン

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

 フリーコール **0800-2222-581**

IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は  
**050-3786-0581** (有料)へおかけください。

##### 2. SBI損保安心ロードサービス

SBI損保安心ロードサービスはご契約いただいているすべてのお車について無料でご利用いただけるサービスです。事故や故障により動けなくなったお車をレッカーで移動するなど緊急な修理が必要となった時など、全国約10,400カ所(2019年3月末現在)のロードサービス拠点からお客さまのもとに駆け付けます。

SBI損保安心ロードサービスは迅速かつ万全の体制でお客さまをサポートします。

また、契約自動車が、事故・故障で現地復旧できない場合に宿泊費用や現場からのご帰宅費用などをお支払いするサポートサービスをご提供しております。

#### ■ SBI損保安心ホットライン

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

 フリーコール **0800-2222-581**

IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は  
**050-3786-0581** (有料)へおかけください。

#### ■ 駆けつけナビ

SBI損保安心ロードサービスの手配完了後、ロードサービスデスクよりお客さまのスマートフォンへお客さまとロードサービス実施業者の位置情報を確認できるURLを送信します。ロードサービス実施業者の到着予測時間を確認することでもできるため、見知らぬ場所でも安心してSBI損保安心ロードサービスをご利用いただけます。

##### 3. SBI損保安心工場(指定修理工場)のご紹介

全国約840カ所(2019年3月末現在)のSBI損保安心工場ネットワークが万全の体制でお客さまの大切なお車のサポートを行います。事故によりお車の修理が必要な場合には、もよりのSBI損保安心工場をご紹介させていただきます。SBI損保安心工場ではお客さまにご満足いただけるようお引取り・納車の無料サービス、修理期間中の代車無料提供サービス、修理保証サービスといった様々なサービスをご用意しております。

##### 4. 安心の事故対応サービス

###### ① 専任スタッフによる示談交渉サービス

対人・対物の賠償事故が発生した場合 人身事故・物損事故それぞれにプロの専任スタッフがチームで連携して対応します。SBI損保がお客さまに代わって示談交渉を行いますのでご安心ください。

###### ② お客さま訪問サービス

死亡事故や入院事故など、突然の交通事故で不安になられているとき、平日、休日を問わず専任スタッフがお客さまや被害者のもとにうかがい、必要な対応や書類について丁寧に説明させていただきます。

###### ③ 被害事故相談サービス

お客さまが被害に遭われた事故に関する相談についても専任スタッフが親身に細やかなアドバイスをさせていただきます。

##### 5. 迅速なお支払いのためのサービス

###### ① 保険金請求書類省略サービス

車両事故・対物賠償事故に関しては、原則としてお電話により保険金請求の意思を確認させていただき保険金をお支払いします。

###### ② 交通事故証明書取付代行サービス

交通事故証明書の取付が必要な場合、弊社で取り付けいたします。

## Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容

### ③ 示談書省略サービス

対物賠償事故で、お客さま・相手の方双方が希望された場合、電話による確認をもって示談書を省略して保険金をお支払いします。

### ④ 診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険で、ご請求金額が10万円以下の場合、診断書の取り付けを省略し 通院日などの申告で保険金をお支払いします。

## 【SBI損保のがん保険】(がん治療費用保険)

### 1. がん診断のご連絡受付

万が一、がんの疑いがある場合やがんと診断された時は、SBI損保メディカルセンターへご連絡ください。SBI損保メディカルセンターには携帯電話からでもつながります。

#### ■ SBI損保メディカルセンター

平日9:00～17:30受付(土日祝日・12/31～1/3を除く)  
携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-8880-773**

IP電話などで上記フリーコールがつかない場合は  
**050-3786-0773** (有料)へおかけください。

### 2. 医療相談サービス

医療相談サービスは、ご契約いただいた方にがんの疑いが発生した際や、がんと診断された際にご利用いただけるサービスです。専門医のバックアップのもと看護師等の専門スタッフが以下の対応をいたします。

- がんに関する検査や治療法などの情報についてのご相談
- 全国の医療機関および専門医情報のご提供
- がんにまつわる専門相談窓口のご案内
- 療養の仕方や主治医への相談の仕方のアドバイス
- 3者間通話によるがん治療についての専門医との電話医療相談サービス

#### ■ SBI損保メディカルセンター

平日9:00～17:30受付(土日祝日・12/31～1/3を除く)  
携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-8880-773**

IP電話などで上記フリーコールがつかない場合は  
**050-3786-0773** (有料)へおかけください。

## 【SBI損保の火災保険】(住まいの保険)

### 1. 24時間365日事故受付

24時間365日年中無休で事故受付をいたします。SBI損保安心ホットラインには携帯電話からでもつながりますので、まずはご連絡ください。

#### ■ SBI損保安心ホットライン

24時間365日受付  
携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-919-0368**

IP電話などで上記フリーコールがつかない場合は  
**050-3786-5641** (有料)へおかけください。

### 2. SBI損保ハウスサポートサービス

SBI損保ハウスサポートサービスはご契約いただいている方が、以下のような家屋にまつわるトラブルについて30分程度の軽作業(特殊作業を必要としない応急対応)を無料にて提供するサービスです。

- 家屋内の給排水管の詰まり、水漏れなどの水まわりに関するトラブルの応急対応
- 家屋内の窓ガラス破損時に破損したガラスの処理や養生作業などの応急対応
- 家屋の鍵の紛失または破損、閉じ込めなどのトラブルに伴う建物の鍵開け
- 家屋内の電気設備やガス設備などの不具合によるトラブル時の原因調査及び復旧作業

#### ■ SBI損保安心ホットライン

24時間365日受付  
携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-919-0368**

IP電話などで上記フリーコールがつかない場合は  
**050-3786-5641** (有料)へおかけください。



### 3 お客さま満足度向上への取り組み

弊社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、常にお客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。お客さまの声に対して、お客さまの立場に立ち、誠意をもって適切かつ迅速に対応し、問題解決に努めます。また、お客さまからいただく声は有益な経営資源として内容の分析を行い、再発防止、商品改良・開発、接遇改善など業務改善につなげ、お客さまの利便性向上、消費者保護に努めます。

#### 1. お客さまの声受付窓口

##### 【自動車保険・がん保険・火災保険共通】

■ 弊社へのご相談・苦情は、  
SBI損害保険株式会社お客様相談室にてうけたまわります。



フリーコール **0800-8888-836**

【受付時間】9:00～17:00

(土日祝日および12/31～1/3を除きます)

■ さらに弊社では、お客さまからのお問い合わせやご意見をインターネットでもうけたまわります。詳しくは、弊社Webサイト(<https://www.sbisampo.co.jp/inquiry/>)をご参照ください。

##### 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

弊社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808

IP電話の場合 03-4332-5241

【受付時間】9:15～17:00(土日祝日および12/30～1/4を除きます)

▶ 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

##### そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

###### ●「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

▶ 詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

###### ●「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

▶ 詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp>)をご参照ください。

## Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容

### 2. お客様の声を大切にさせていただくために

弊社ではお客さまからいただいた声を集約・分析し、業務の改善に生かしています。

#### ● 各部門における取り組み

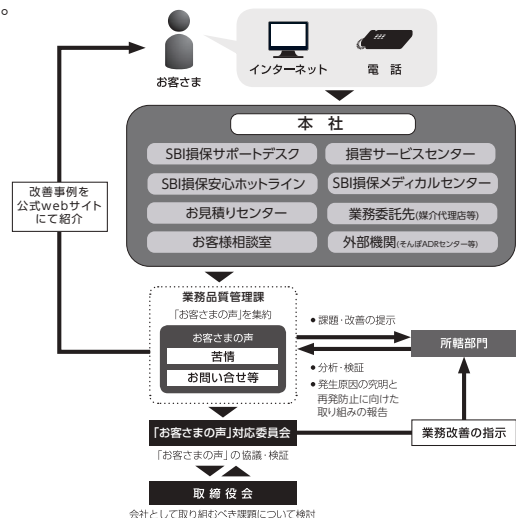
お客さまからいただいた声は苦情だけでなくご意見・ご要望を含めすべてお客さまの声として、業務品質管理課で集約しております。集約したお客さまの声は業務品質管理課にて苦情とお問い合わせ等に整理し、お申し出の内容ごとにすべて所轄部門に伝えます。所轄部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かしています。また、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

#### ● 「お客さまの声」対応委員会

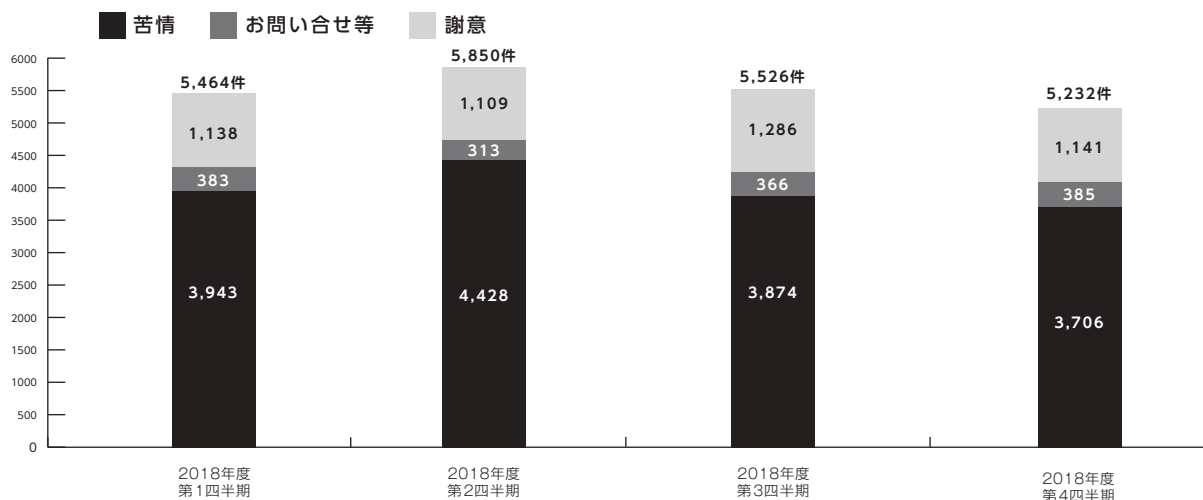
全部門の代表者で構成する「お客さまの声」対応委員会を毎月開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有するとともに、各部門での対応、業務改善や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っています。

#### ● 取締役会

「お客さまの声」対応委員会で協議・検証されたお客さまの声は毎月開催の取締役会で報告を行い、会社として取り組むべき課題について検討しています。



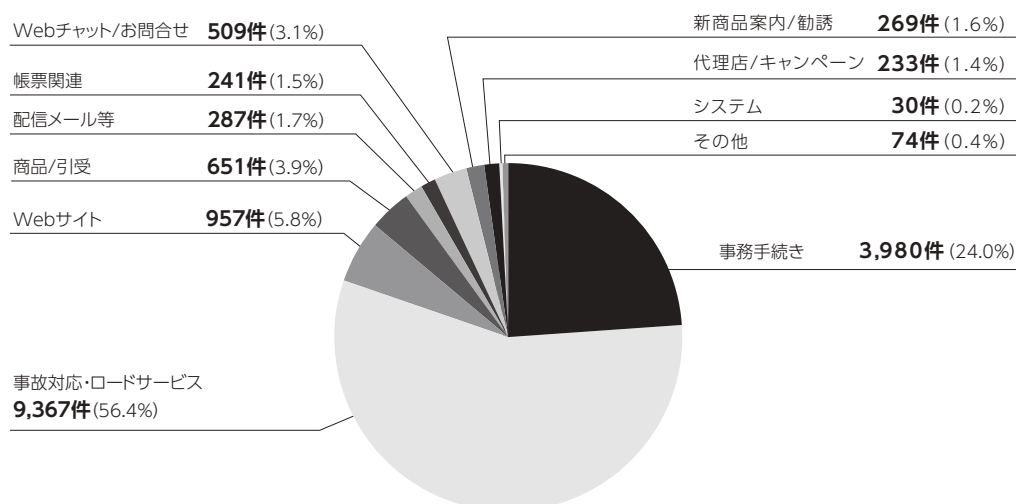
### 3. 2018年度の「お客さまの声」の受付状況



### 4. 「苦情」の定義

手段や媒体を問わず、弊社の受付窓口で受け付けたお客さまからの弊社の業務に対する不満足の表明としております。

### 5. 2018年度の「苦情」の内訳



※1件の「苦情」につき、内容が複数ある場合にはそれぞれでカウント

## 6. お客様の満足度向上に向けた取り組み

### ■お客様の声を生かした取り組みのご紹介

お客様からいただいた声を生かし、業務の改善に取り組んだ事例の一部をご紹介します。  
詳細は弊社ホームページ(<http://www.sbisonpo.co.jp/company/voice/2018/>)をご覧ください。

#### 事務手続き

| お客様の声                                                                                                                                                                                                   | 弊社の対応                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・聴覚障がいの人に対してとても冷たい。中断証明を利用して契約しようとしたら電話対応のみとのこと。何年間もお世話になっているのに、残念でなりません。</li><li>・聴覚障がい者が電話で対応するとなるとリレーサービスなどを頼るしかない。個人情報の取り扱いが大切なのは理解できるが、柔軟に対応してほしい。</li></ul> | 2019年1月15日より「SBI損保の手話・筆談サービス」の提供を開始いたしました。<br>SBI損保の手話・筆談サービスのオペレーターがお客様に代わってSBI損保へ電話し、内容について手話または筆談で通訳いたします。 |

#### 事故対応・ロードサービス

| お客様の声                                                                                      | 弊社の対応                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・聴覚障がい者のためにも、LINEやメールでロードサービスを頼めるようにしてほしい。</li></ul> | このたびSBI損保では、LINEのトーク上で自動車保険事故の受付を承るサービスの提供を開始いたしました。<br>また、「SBI損保の手話・筆談サービス」にて事故や故障のご連絡やロードサービスのご依頼を承ることもできるようになりました。 |

#### Webサイト

| お客様の声                                                                                        | 弊社の対応                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・自分がロードサービスプレミアムの対象かどうか分かるようにしてほしい。</li></ul>          | お客様の声を受け、マイページの契約照会画面にてロードサービス【プレミアム】の対象かどうかが表示されるように改修を行いました。 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・セーフティ・サポートカー割引について、適用条件などをもっと分かりやすく記載してほしい。</li></ul> | お客様の声を受け、セーフティ・サポートカー割引の適用条件等をまとめたページを作成いたしました。                |

#### 商品・引受

| お客様の声                                                             | 弊社の対応                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・分割払ができるようにしてほしい。</li></ul> | 2019年3月1日以降を保険始期日とするご契約において、クレジットカードを利用して保険料をお支払いいただく場合に、従来の一括払に加えて「月払」のご選択が可能になりました。 |

## Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容

### 4 保険の仕組み一般

#### 1. 損害保険制度

損害保険制度とは、偶然な事故による損害を補償するために、多数の人々が統計に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。

このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活の安定を支える社会的機能があります。

#### 2. 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。

#### 3. 再保険

多額の保険金支払があっても経営が不安定になることがないようにするため、保険会社は保険金支払責任の一部を国内外のほかの保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を行っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。

### 5 約款

#### 1. 保険約款の位置づけ

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。

保険約款は基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々のご契約ごとの内容を補完する特約から構成されています。

保険約款には、弊社とお客さまとの権利・義務に関する以下の内容が具体的に記載されています。

1. 保険金をお支払いする場合
2. 保険金をお支払いできない場合
3. 事故が起こった場合に行っていただく事項
4. ご契約時に告知いただく事項およびご契約後に通知いただく事項
5. ご契約が無効、取消し、解除となる場合

#### 2. ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては普通保険約款および特約の内容ならびにお申込内容を十分ご確認の上、ご契約いただくことが必要です。もし、お申込内容のうち告知事項が事実と相違していた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがございます。

#### 3. 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたって十分にご理解いただく必要のある保険に関する重要な事項については、「契約概要」(保険商品の内容をご理解いただくための事項)、「注意喚起情報」(ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項、特にご注意ください事項)を説明した「重要事項説明書」を作成し、ご案内しています。

また、弊社Webサイトにて約款(普通保険約款および特約)を公開しており、お申込み前・ご契約後いつでもご覧いただくことができます。

## 6 保険料

### 1. 保険料の収受・返還

保険料(分割払の場合は初回保険料)は、ご契約と同時または定められた期日までにお支払いいただく必要があります。保険をお申込みいただき、保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、原則的に保険金のお支払いはできません。また、分割払のご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日まででない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険期間中に保険契約の内容の変更が生じた場合には、追加保険料の請求や保険料の返還を行うことがあります。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を保険約款の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、保険約款などをご確認ください。

### 2. 保険料率

お支払いいただく保険料は純保険料(保険金の支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費に充てられる部分)から成り立っています。

純保険料の算出根拠となる純保険料率は、弊社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

## 7 保険金のお支払い

自動車事故や火災事故等発生のご連絡やがん診断のご連絡から、保険金のお支払いまで、弊社の専任スタッフが親切・丁寧にお客さまをサポートいたします。

### 【SBI損保の自動車保険】(個人総合自動車保険)

#### 1. 保険金のお支払いまでの流れ

1

##### 事故受付

事故のご連絡をいただきましたら、速やかに専任スタッフからご連絡をいたします。(※)

少しでも早くご安心いただけるように、解決までの流れをご説明いたします。

(※)休日および時間外の受付につきましては、当日または翌営業日に専任スタッフよりご連絡いたします。

2

##### 事故状況・損害の確認

事故状況の確認とお車などの損害の調査を行います。

3

##### 示談交渉(相手の方がいる場合)

弊社の専任スタッフが、お客さまに代わり相手の方との示談交渉を行います。

示談交渉の内容は、随時お客さまにフィードバックいたします。

4

##### 保険金のお支払い

弊社では迅速なお支払いのために、保険金請求書類のご提出を省略し(※)、1日でも早い事故解決と保険金のお支払いを進めます。

(※)事故によっては書類が必要となる場合もあります。

#### 2. サービスセンター拠点

東京・大阪・仙台・福岡の損害サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

## Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容

### 【SBI損保のがん保険】(がん治療費用保険)(がん治療費用総合保険)

#### 1. 保険金のお支払いまでの流れ

1

##### がん診断のご連絡受付

がんの疑いや、がん診断のご連絡をいただきましたら、速やかに専任スタッフからご連絡をいたします。(※)  
少しでも早くご安心いただけるように、保険金お支払いまでの流れをご説明いたします。  
(※)時間外の受付につきましては、翌営業日に専任スタッフよりご連絡いたします。

2

##### ご請求手続きの案内・ご請求書類の手配

ご請求手続きに必要な書類やお手続きの詳細についてご案内のうえ、ご請求書類の手配を行います。

3

##### 保険金のお支払い

お客さまに必要な書類をご返送いただき、確認が完了しましたら、保険金のお支払いを進めます。  
治療費については、ご請求の都度、必要書類受領や確認が済み次第、がん入院保険金・がん通院保険金を内払いするサービスを行っております。

#### 2. サービスセンター拠点

東京の医療保険サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

### 【SBI損保の火災保険】(住まいの保険)

#### 1. 保険金のお支払いまでの流れ

1

##### 事故受付

事故のご連絡をいただきましたら、速やかに専任スタッフからご連絡をいたします。(※)  
少しでも早くご安心いただけるように、解決までの流れをご説明いたします。  
(※)休日および時間外の受付につきましては、翌営業日に専任スタッフよりご連絡いたします。

2

##### ご請求手続きの案内・ご請求書類の手配

ご請求手続きに必要な書類やお手続きの詳細についてご案内のうえ、ご請求書類の手配を行います。

3

##### 事故状況・損害の確認

事故状況の確認と損害の調査を行います。

4

##### 保険金のお支払い

お客さまに必要な書類をご返送いただき、確認が完了しましたら、保険金のお支払いを進めます。

#### 2. サービスセンター拠点

東京の火災保険サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

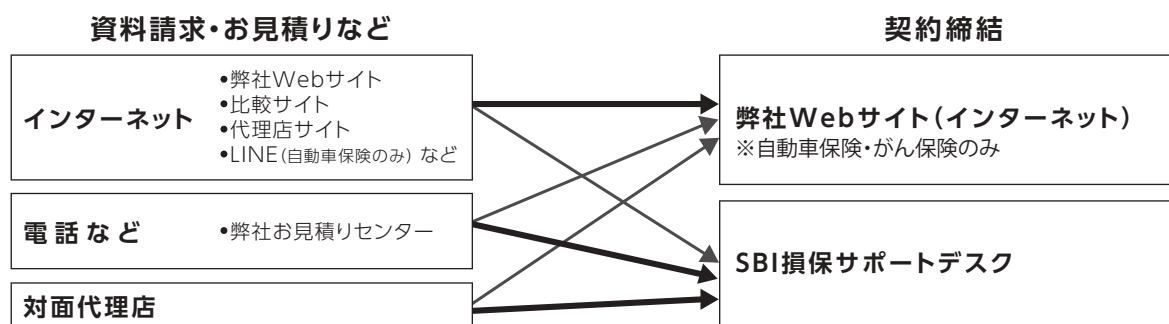
## 8 保険募集

#### 1. 契約締結のしくみ

弊社では、自動車保険においては主としてインターネットを通じて、がん保険においてはインターネット・電話・DM・または対面代理店を通じて、火災保険(地震保険を含む。以下同じ)においては電話または対面代理店を通じて、保険の募集等を行っております。いずれにおきましても、ご契約の締結は弊社と直接行うこととなります。

がん保険(注1)および火災保険については、お申込み後であっても申込日から8日以内であれば書面によるお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができる「クーリング・オフ制度」をご利用いただくことができます。注1. 団体専用を除く。





## 2. 契約内容の確認に関する取組みの概要

ご契約にあたっては、十分にご理解いただく必要のある保険に関する重要な事項を記載した「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の内容を事前にご確認いただき、その内容に同意いただく必要があります。インターネットでお申込みの場合にはお手続きの途中の画面にて、電話でのお申込みの場合には書面または弊社Webサイトの画面と口頭にて、保険契約申込書の郵送にてお申込みの場合には書面にて、ご確認をお願いしております。

また、お客さまのご意向を把握・推定した上で個別プランを作成・提案し、その内容がお客さまのご意向と合致していることをご確認いただいた上でお申込みいただきます。自動車保険およびがん保険は、お申込み後に弊社Webサイトのマイページにて、ご契約内容をご確認いただくことができます。また、自動車保険において「保険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯していないご契約ならびに、がん保険および火災保険の全てのご契約については、保険証券(兼意向確認書)を送付いたします。

## 3. 代理店について

### ① 代理店の役割と業務

代理店は損害保険会社との代理店委託契約に基づいて、保険会社に代わって保険募集を行い、保険契約の締結の代理または媒介を行います。保険契約の勧誘、保険商品の説明、お申込手続きの説明などに加え、お客さまを弊社Webサイトへ誘導させていただくことを主な業務としています。

### ② 代理店登録

代理店登録を行うためには、保険業法に基づき財務局への登録が必要です。

また、代理店で保険の募集に従事する者は、損害保険業界共通の「損害保険募集人一般試験」に合格した上で財務局に届出をすることになっています。

### ③ 代理店教育

弊社では、①商品・販売知識②代理店事務③コンプライアンス④個人情報保護を必須カリキュラムとした研修を実施するなどして、代理店の資質向上を図っています。

### ④ 代理店数

弊社の代理店数は、平成31年3月31日現在、全国で201店です。

## 4. 弊社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の勧誘方針を次のとおり定め、適切な商品の販売活動に努めてまいります。

| 勧誘方針                                                                                                                                                                   |                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                                                      | 保険商品などの販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な販売を心掛けます。                |
| 2                                                                                                                                                                      | お客さまの保険商品などに関する知識、加入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。 |
| 3                                                                                                                                                                      | お客さまからお預かりした個人情報、その他の情報につきましては、的確な管理を行ってまいります。                                          |
| 4                                                                                                                                                                      | インターネット上の情報提供、広告またはダイレクトメールなどの募集文書は、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、そして商品の内容を正しくお伝えできるよう努めてまいります。   |
| 5                                                                                                                                                                      | お電話での対応に関しましては、お客さまそれぞれの目的・ニーズをお伺いし、適切な保険商品のおすすめができるよう努めてまいります。                         |
| 6                                                                                                                                                                      | 保険事故が発生した場合の保険金のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。                                   |
| 7                                                                                                                                                                      | お客さまからのご照会などにつきましては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法などの改善に活かしてまいります。   |
| 「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)の概要については、金融庁のホームページ ( <a href="http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohuin/">http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohuin/</a> ) をご覧ください。 |                                                                                         |

# Ⅲ 保険会社の運営

## 1 コーポレート・ガバナンス態勢

弊社は機動的な意思決定機能および業務遂行や財務の健全性のチェックなど事業運営に対する監督機能を確保するために、下記の態勢を構築しております。

### ● 取締役会

令和元年6月末日現在、株主総会にて選任された10名の取締役からなる取締役会を設置しております。経営に関する重要事項の意思決定および業務執行の監督を行います。原則月1度の定例取締役会に加え、必要に応じて適時臨時取締役会を開催しております。

### ● 監査役会

令和元年6月末日現在、株主総会にて選任された3名の監査役からなる監査役会を設置し定期的に監査役会を開催しており、3名全員が社外監査役となっております。取締役会や各種委員会に出席し適時有益な意見を述べるなど、取締役の業務執行の監査ならびに弊社の業務および財産の状況について独立した見地から監督しております。

### ● 経営会議

取締役会にて決定された経営の基本方針などに従い、業務執行について協議する経営会議を設置しております。

### ● コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置しております。コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定、推進し、またリスク管理方針や遵守状況を点検・管理することにより、事業運営の監督機能の強化および経営の健全性の向上を図っております。

詳細は24～26ページをご参照ください。

### ● 「お客さまの声」対応委員会

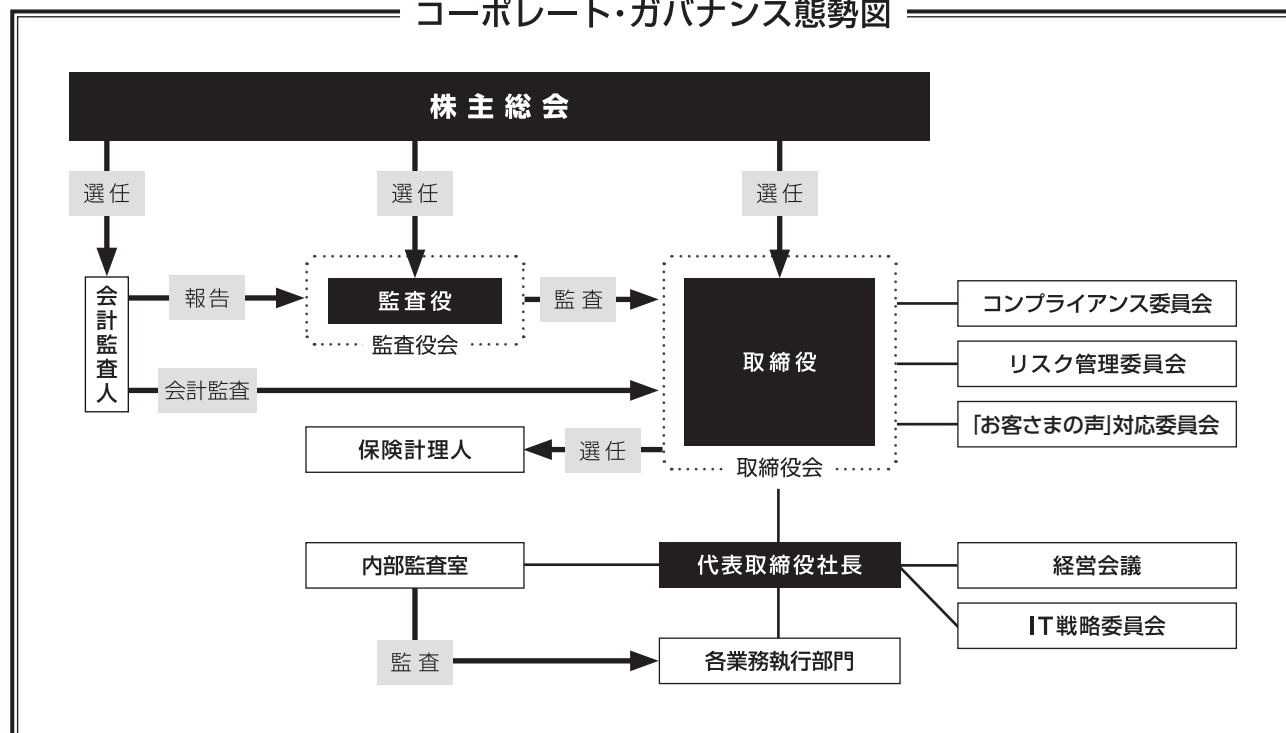
お客さまの声を真摯に受けとめ、サービスの向上を図るために毎月「お客さまの声」対応委員会を開催しております。苦情やお問い合わせなどお客さまの声を綿密に分析し、商品やサービスに反映することにより顧客満足度の向上を図っております。

詳細は15～17ページをご参照ください。

### ● IT戦略委員会

IT戦略を協議するIT戦略委員会を設置し、IT戦略及び計画の立案、ならびにIT関連の各種案件の検討を経営戦略、業務改善、投資効果およびリスク等の多角的観点から総合的に行っております。

コーポレート・ガバナンス態勢図



## 2 内部統制システムの構築および運用状況の概要

### 1. 内部統制システムの構築

弊社では、平成19年6月27日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、平成27年4月30日開催の取締役会および平成29年5月24日開催の取締役会にて一部を改正し、下記の方針としております。

#### 内部統制システムに関する基本方針

##### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員に徹底させるものとする。
- (2)当社の取締役及び使用人は当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

##### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という)に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- (2)文書等は、取締役又は監査役が、常時閲覧できるものとする。

##### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、当社の業務執行及び当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの推進の妨げとなるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するものとする。

##### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役間の権限分掌を適切に定めることによって、効率的な職務の執行を行う体制を構築するものとする。

##### 5 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるSBIインシュアランスグループ株式会社の監査役及び内部監査部門の監査を受けるとともに、当社の内部管理統括責任者と親会社のコンプライアンス担当取締役が情報交換をする機会を設けることによって、課題及び問題の把握に努めるものとする。

##### 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人(以下「補助使用人」という。)を置くことを検討する。

##### 7 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人を置く場合は、補助使用人の異動・評価について、監査役会の同意を得ることとする。

##### 8 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人を置く場合、監査役の職務の補助に関する指揮命令権は、監査役に属するものとする。

##### 9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1)取締役及び使用人は、次の事項を知ったときは、監査役に報告するものとする。
  - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ② 重大な法令・定款違反
  - ③ その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
- (2)当社は、前項の報告のための情報システムを整備するものとする。

##### 10 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前条に基づき監査役への報告を行った取締役及び使用人は、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

##### 11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務について、費用の前払、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還、又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

##### 12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と随時会合を持ち、経営上の課題及び問題点にかかる情報共有を図るものとする。

##### 13 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を推進するものとする。

### 2. 内部統制システムの運用状況の概要

#### ① 取締役会

弊社は株主総会にて選任された取締役からなる取締役会を設置しており、平成30年度は定例取締役会12回、臨時取締役会7回を開催しました。また、7回の書面決議を実施しました。

#### ② 監査役会

弊社は株主総会にて選任された監査役からなる監査役会を設置しており、平成30年度は13回の監査役会を開催しました。なお、監査役は、取締役会に出席すると共に代表取締役や内部監査室と随時会合を持ち、経営上の課題および問題点に係る情報共有を図っております。

#### ③ 経営会議

弊社は、取締役会で決定された経営の基本方針などに従い業務執行について協議する経営会議を設置しており、平成30年度は24回の経営会議を開催しました。

#### ④ コンプライアンス委員会

弊社は、コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定し、これを管理・実行することによって弊社のコンプライアンスを推進することを目的として、コンプライアンス委員会を設置しており、平成30年度は12回のコンプライアンス委員会を開催しました。

#### ⑤ リスク管理委員会

弊社は、リスク管理に係る基本方針および各リスク管理規定について審議し、その遵守状況を点検・管理することにより、リスク管理および統合的リスク管理の高度化と実効性を確保することを目的として、リスク管理委員会を設置しており、平成30年度は12回のリスク管理委員会を開催しました。

# Ⅲ 保険会社の運営

## 3 リスク管理の態勢

弊社はリスク管理を経営上の最重要課題と位置づけ、リスクの正確な把握・分析・評価と適切な管理・運営に努め、経営の安定性の確保を図っております。

### 1. 基本方針

弊社は企業価値の向上を図るために、円滑な企業活動を阻害するリスクを排除するとともに、収益獲得のための過度なリスクテイクの抑制などによるリスク管理を行い、経営の安全性を確保するとともに、お客さまに対する業務品質の向上および収益性向上を図っております。

### 2. リスク管理委員会

取締役会の諮問機関として、「リスク管理委員会」を設置しております。リスク管理委員会は、リスク管理上の重要課題や個別重要戦略への取組状況、資本・リスクの状況等について、リスク管理担当部室から報告を受け、必要な対策を審議・決定しています。また、リスク管理に係る基本方針・諸規程の整備等を通じて、社内リスク管理態勢の一層の充実を図っております。

### 3. リスク管理担当部室

会社として想定される各種のリスクについて、「リスク管理担当部室」を設定しております。リスク管理担当部室は、自らが統括するリスクの管理方針・施策を決定し、社内および外部委託先等における当該リスクの発現状況、管理態勢、改善課題への取組状況等について自己評価を実施し、それらの状況と対策をリスク管理委員会へ定期的に報告しております。

### 4. 主要なリスクとその管理態勢

弊社では、以下を主要なリスクと位置づけ、各リスクに係る規程・マニュアルを整備することにより、適切な管理態勢の実現を図っております。

#### (1) 統合的リスク

弊社は、統合的リスク管理規程に基づき、将来にわたる財務の健全性の確保および収益性の改善を図るため、事業戦略および弊社のリスク特性等に応じ、想定されるまたは直面する各種リスクに関して、それぞれのリスク分類毎にリスクを評価するとともに、弊社の自己資本等の経営体力と比較・対照すること等による統合的リスク管理を行っております。

#### (2) 保険引受リスク

保険引受リスクについては、その引受方針を取締役会にて決定し、リスクポートフォリオの管理、商品の改廃、引受基準の設定、販売方針の変更、再保険の設計・手配などにより、リスクコントロールを行っております。弊社では出再を行う場合は、取締役会にて検証することとしています。

#### (3) 資産運用リスク

資産運用リスクについては、資産運用に係るリスクの所在、種類、負債特性などを把握し、会社全体として許容できるリスク量を鑑みた資産運用目標を設定します。また、定期的に自己資本とリスク量のバランスをモニタリングすることにより資産運用リスクの状況を管理しております。

#### (4) オペレーショナル・リスク等

オペレーショナル・リスク等とは、保険引受リスクおよび資産運用リスク以外のリスクをいい、具体的には以下のリスクとなっております。

##### ① 事務リスク

各部室における業務処理に内包される事務リスクについては、コンプライアンス統括部が統括し各部室と連携を図って管理しています。弊社では、業務処理ごとに事務リスクに係る社内規程やマニュアルを整備するとともに、定期的に当該規程等の遵守状況について自主点検等を実施することにより、その実効性の担保に努めています。また、日常的な業務処理プロセスの再検証や、お客さまから寄せられる苦情や要望等を通じて問題点を把握し、事務リスクとして管理すべき項目の見直しや規程等の整備・改廃等を行っています。

##### ② 外部委託リスク

外部委託リスクについては、コンプライアンス統括部が各部室と連携を図って管理しております。

弊社では、外部委託先の選定・評価や契約に関する事項を規程に定めております。特に個人情報の提供を伴う外部委託先については、個人情報の安全管理措置の実施状況を含む弊社独自の基準を満たすことを確認したうえで、委託を行っております。また、外部委託先への定期的なモニタリングを実施し、外部委託リスクの抑制を図っております。

### ③ 流動性リスク

弊社は、流動性リスクが増大した場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、流動性リスクの回避・抑制・コントロールを可能とするよう、タイムリーな資金繰り管理を通じて流動性資産の十分な確保を図っております。

### ④ 災害リスク

弊社は、地震災害や台風などの風水害による危機、およびその他自然・大規模事故災害による危機が発生した場合に、その損害を最小限に抑え、業務の遂行機能を迅速に復旧するために、コンティンジェンシープランにおいて対応態勢を明確に定めております。また、災害が発生した場合のより具体的な対応手順などを地震・台風等災害対応マニュアルに定め、定期的に実地訓練を実施しております。

さらに、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合にも重要な事業を継続するために、「新型インフルエンザ等発生時事業継続計画」を定めております。

### ⑤ 風評リスク

弊社は、弊社に関わる情報を適時・適切に発信または開示することを通じて経営の透明性を高めるよう努めております。

また、弊社に関わる風評が保険契約者、マスコミ、その他社会一般に広がり、業績に悪影響が生じるなどの事態に対して、その影響を軽減し拡大を防止するために、風評が発生した場合の対応態勢を明確にしております。

### ⑥ システムリスク

弊社は、業務品質向上および企業活動の正常な業務運用を妨げるシステムリスク（外部に委託した業務に係わるリスクを含みます。）について、セキュリティポリシーに基づき適切にコントロールするとともに、リスクが発現した際の経営に及ぼす影響を最小限にとどめるように努めており、システム企画・開発リスク、システム運用リスク、情報管理リスク、建物・設備リスクおよびコンティンジェンシープランリスクに細分化して管理しております。

また、コンティンジェンシープランにおいて、危機事象の規模に応じた組織的・機能的な対応により損害を最小限に抑え、機能を迅速に復旧するための対応・報告態勢を明確にし、復旧計画を定めております。

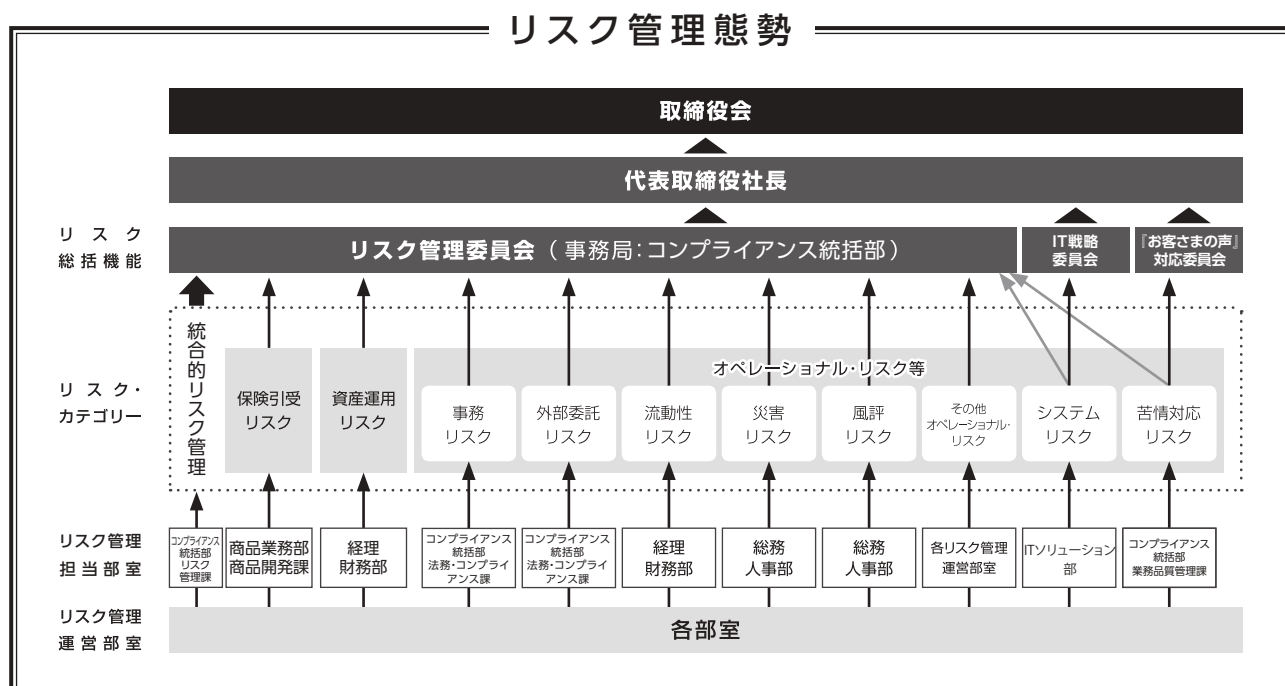
### ⑦ 苦情対応リスク

弊社は、お客さまからいただいた苦情だけではなく、ご意見・ご要望を含めすべてお客さまの声として、コンプライアンス統括部業務品質管理課で集約しております。集約したお客さまの声はコンプライアンス統括部業務品質管理課にて苦情とお問い合わせ等に整理し、お申し出の内容ごとにすべて所管部門に伝えます。所管部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かすとともに、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

また、全部門の代表者で構成する「お客さまの声」対応委員会を毎月開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有するとともに、各部門での対応、業務改善や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っております。

### ⑧ その他オペレーショナル・リスク

上記にカテゴライズされないリスクについては、リスク管理運営部室がリスク管理担当部室となり、リスク量の変化、リスク管理指標の変更、リスク管理に係る規程の制定・改廃などにつき、リスク管理委員会に報告する態勢となっております。





# Ⅲ 保険会社の運営

## 4 法令等遵守の態勢

### コンプライアンス基本方針

- 1 当社は、損害保険業の公共的使命を踏まえ、健全かつ公正な経営を旨とし、社会的信頼に積極的に応えるために、法令等遵守（コンプライアンス）の徹底をあらゆる業務運営の基本に位置づけ、厳格に実践してまいります。
- 2 当社役職員は、経営理念を踏まえながら、法令・当社諸規定を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を推進するため、以下の取組みを行います。
  - (1) 国内外の法令および当社諸規定を遵守します。
  - (2) 顧客情報の管理には十分留意します。
  - (3) 企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

### コンプライアンス推進態勢

#### ① 最高倫理責任者

法令・諸規定等遵守経営の実効性を確保するために、取締役会の決議により、最高倫理責任者を任命しています。最高倫理責任者は、法令などの違反行為に関する調査命令、取締役会審議要請および社外相談窓口の設置などを行います。

#### ② コンプライアンス統括部

法令等遵守に関する事項のみならず、お客さまの声への対応や代理店の募集に関する指導・監査事項までを含め一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門としてコンプライアンス統括部を設置しています。

#### ③ コンプライアンス委員会

コンプライアンスに係る基本方針・重要な規程の策定、コンプライアンス・プログラムの策定・進捗状況の点検管理機能などを担うコンプライアンス委員会を設置しています。

#### ④ コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度策定しています。全役職員・代理店に対するコンプライアンス教育・研修、顧客情報保護管理態勢監査、代理店監査、セルフアセスメントなどをコンプライアンス・プログラムに基づき推進しています。

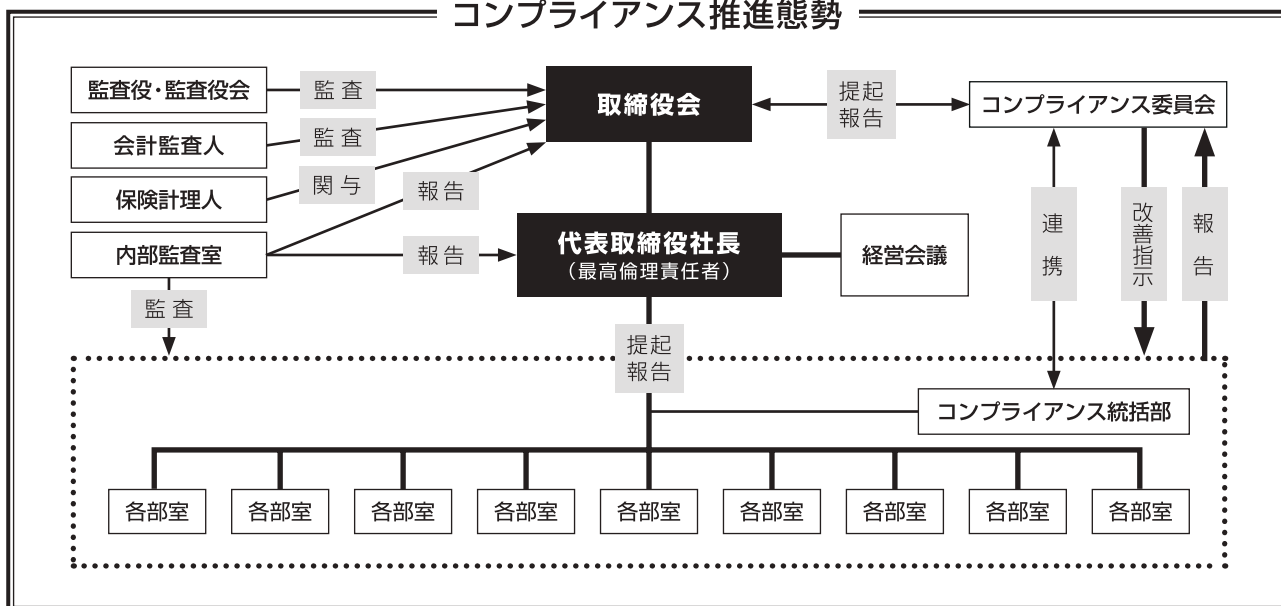
#### ⑤ 内部者通報制度

コンプライアンスに係る問題が発生したときまたは発生のおそれがあるときなどに、報告・相談を行う制度として内部者通報制度を設けています。

#### ⑥ コンプライアンス責任者

各部室におけるコンプライアンス状況の把握・分析およびその内容をコンプライアンス統括部へ報告するための責任者を各部室に設けており、各責任者は所属部室においてセルフアセスメント、部署内研修・教育取組および個人情報に係る自主点検等を遂行しています。

### コンプライアンス推進態勢





## 5

## 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての 合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）

がん治療費用保険における責任準備金積立の適切性を確保するために「ストレステスト」を実施した結果、「負債十分性テスト」については実施不要と判断いたしました。

### ① ストレステスト

事故発生率が予定を超えた場合において、責任準備金が十分に積み立てられていることを主務官庁の告示に基づいたシナリオを用いた「ストレステスト」で検証した結果、がん治療費用保険における責任準備金の不足がないことを保険計理人が確認しております。

### ② 負債十分性テスト

「ストレステスト」で責任準備金積立が不足していると判断された場合、事故発生率の変動に加えて、事業費を含むがん治療費用保険に関する収支全体の動向の予測に基づき不足額の検証を行う「負債十分性テスト」を実施します。がん治療費用保険については、「ストレステスト」で責任準備金積立の十分性が確認されたため、「負債十分性テスト」は実施しておりません。

## 6

## 社外・社内の監査・検査体制

弊社は、保険業法第129条および同法第305条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

社外の監査としては、会社法第436条第2項第1号の規程に基づき、計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書）について、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けております。

社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査に加え、代表取締役社長の直轄部門として被監査部門から独立した立場の内部監査室を設置し、各部門が保有する各種リスクを踏まえた業務遂行状況の適正性・実効性を検証・評価し被監査部門および取締役会に課題を中心に提言を行っています。

## 7

## CSR（企業の社会的責任）

弊社が所属するSBIグループは、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、その一つとして「公益財団法人SBI子ども希望財団」を中核に、児童福祉問題に取り組んでいます。弊社はSBIグループの一員として、SBI子ども希望財団が後援する「オレンジリボン・キャンペーン」（児童虐待防止の社会的啓発運動）に賛同し、役職員がオレンジリボンを着用するなど、社内外への普及・啓発活動に取り組んでいます。

## 8

## 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

弊社は、「個人情報の保護に関する法律」等に対応し、下記の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定めております。お預かりしたお客さまの情報については、お客さまの立場に立って適正に取扱い、安全管理措置を講じ情報漏えい防止に努めてまいります。今後も弊社及びグループ会社従業員、代理店、外部委託先に対する指導、教育、監督を徹底し、お客さまの情報保護に全力をあげて取り組んでまいります。

### 個人情報保護方針

#### お客さまの情報の取扱いに係る弊社方針

お客さまからご提供いただいた個人情報は、弊社の商品・サービス・情報をご提供するためになくてはならないものであり、お客さまの情報を安全に管理し適正に利用することが、弊社の重要な社会的責任であると認識しております。

ここに「お客さまの情報の取扱いに係る弊社方針」を定め、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます）」その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、個人情報の安全管理については金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

\*本方針における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

## 1

#### 情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

弊社は、保険見積データ、保険契約データ、保険金請求書類、お問い合わせ、アンケートなどにより、個人情報を取得します。

取得に際しましては、インターネット上でお客さまが入力した情報や、お電話や書面などでお伝えいただいた情報について、録音または記録を行うことがあります。

# Ⅲ 保険会社の運営

## 2 情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記5、6に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確となるよう具体的に定め、下記の通りWebサイトなどにより公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、Webサイトなどにより公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 弊社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 保険契約の維持・管理
- (7) 保険制度の健全な運営
- (8) 弊社が取り扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
- (10) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケートの実施
- (11) 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
- (12) 以下のサイトに記載されているSBIグループ企業（以下「SBIグループ企業」といいます。）および弊社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内  
<http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>
- (13) 問い合わせ・依頼などへの対応  
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

## 3 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ア・法令に基づく場合
- イ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ウ・SBIグループ企業との間で共同利用を行う場合（下記「5 個人情報の共同利用」をご覧ください。）
- エ・損害保険会社などの間で共同利用を行う場合（下記「6 情報交換制度など」をご覧ください。）

- (2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

## 4 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。弊社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

※(4)については、下記9の個人番号および特定個人情報を含みます。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用に関わる業務
- (4) 個人番号関係事務に関わる業務

## 5 個人情報の共同利用

弊社は、弊社が保有する第1号に記載する個人情報について、第2号に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、第1号エに記載の採用応募者に関する個人情報については、第3号オに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

### (1) 共同利用される個人情報の項目

- ア・氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報
- イ・お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
- ウ・顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報
- エ・SBIグループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

### (2) 共同利用者の範囲

**SBIグループ企業** なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

### (3) 共同利用の利用目的

- ア・SBIグループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合

SBIグループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため

イ. SBIグループ企業とのお取引の遂行

SBIグループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBIグループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため

ウ. SBIグループ企業の広告宣伝またはマーケティング

- ・ SBIグループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
- ・ SBIグループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
- ・ 性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBIグループ企業の運営するウェブサイトの閲覧履歴などに応じて、SBIグループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
- ・ SBIグループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
- ・ アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選及び賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため

エ. お問い合わせへの対応

SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため

オ. 求人、採用

SBIグループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報、SBIグループ企業の人事採用選考活動のため

カ. その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBIグループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ. その他

SBIグループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該SBIグループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

#### (4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBIホールディングス株式会社

#### (5) 共同利用に関するお問い合わせ先

SBIホールディングス株式会社 総務人事部

TEL：03-6229-0100(代表)

## 6 情報交換制度など

### (1) 損保業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

### (2) 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託などのために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

## 7 信用情報の取扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

## 8 センシティブ情報の取扱い

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・ 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令などに基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

## Ⅲ 保険会社の運営

### 9 特定個人情報の取扱い

弊社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。  
法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5、6の共同利用も行いません。  
個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、4、11、12、14をご覧ください。

### 10 ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、弊社の契約担当窓口にお問い合わせください。また、事故に関するご照会については弊社の事故担当窓口にお問い合わせください。弊社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

### 11 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「14.お問い合わせ窓口」までお申し出ください。弊社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。弊社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。また、保有個人データ、個人番号、特定個人情報についてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。

### 12 個人データの安全管理

弊社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。

### 13 匿名加工情報の取扱い

#### (1) 匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

#### (2) 匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

### 14 お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。  
弊社の個人情報、個人番号、特定個人情報の取扱いや保有個人データ、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせください。

#### SBI損害保険株式会社

【電 話】 03-6229-0060(本社大代表) ～所管部署をご案内します～  
(受付時間：午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日および12／31～1／3を除きます。)

なお、ご契約内容のお問い合わせはSBI損保サポートデスクへお願いいたします。

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### お問い合わせ先

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

【所在地】 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

【電 話】 03-3255-1470  
(受付時間：午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日および年末年始を除きます。)

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp/>)

## 9 反社会的勢力に対する基本方針

弊社では、社会の秩序や安全を確保するため、および保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、下記の「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

### 反社会的勢力に対する基本方針

1. 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係遮断に努めます。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
4. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
5. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
6. 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

## 10 利益相反管理方針の概要

弊社では下記方針に基づく態勢を構築し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反取引等の管理に努めています。

### 利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社または当社の親金融機関等（以下「当社グループ会社」といいます。）が行う保険関連業務、金融商品関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

#### 1 法令等の遵守

当社および当社グループ会社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守します。

#### 2 利益相反のおそれのある取引

##### （1）対象となる取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、お客さまと当社または当社グループ会社、あるいはお客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの間で行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。



## (2) 利益相反のおそれのある取引の特定方法と類型

当社では以下の類型に該当する取引のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かについて、利益相反管理統括部門が適切な特定を行い、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を管理・遂行します。

|       | お客さまと当社または当社グループ会社                              | お客さまと当社または<br>当社グループ会社の他のお客さま                          |
|-------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 利害対立型 | お客さまと当社または当社グループ会社の利害が対立する取引                    | お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの利害が対立する取引                   |
| 競合取引型 | お客さまと当社または当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引              | お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとが競合する取引                      |
| 情報利用型 | 当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社が利益を得る取引 | 当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社の他のお客さまが利益を得る取引 |

## 3 利益相反管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により、またはこれらの方法を組み合わせることにより、当該取引を適切に管理します。

(なお、次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。)

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法  
(ただし、当社または当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)

## 4 利益相反管理体制

当社は、利益相反の適切な管理を確保するため、他の部門から独立した利益相反管理統括部門を設置します。

利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括するとともに、その適切性、有効性を定期的に検証し、継続的に改善を図ります。

また、利益相反管理統括部門は、当社の役職員に対して研修・教育を実施することにより、「利益相反のおそれのある取引」について周知徹底を図ります。

## 5 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および当社グループ会社です。

なお、当社は当社グループの業務の特性を考慮し、法令では規定されない会社が行う取引についても留意するものとします。

利益相反管理の対象となる主要なグループ会社は別表のとおりです。

(別表)

- 住信SBIネット銀行株式会社
- SBIジャパンネクスト証券株式会社
- SBIエステートマネジメント株式会社
- SBIいきいき少額短期保険株式会社
- SBI日本少額短期保険株式会社
- SBIプライム証券株式会社
- 株式会社SBI証券
- SBIアセットマネジメント株式会社
- SBIリスタ少額短期保険株式会社
- SBI生命保険株式会社
- SBIインシュアランスグループ株式会社
- 株式会社SBIネオモバイル証券



## IV 保険会社の主要な業務に関する事項

### 1 直近の事業年度における事業の概況

#### 【業績の概況】

当年度の業績は、保険引受収益が25,798百万円、資産運用収益が808百万円、その他経常収益が2,276百万円となり、これらを合計した経常収益は前年度に比べ17.3%増加して28,883百万円となりました。

一方、経常費用は保険引受費用が21,410百万円、営業費及び一般管理費が7,143百万円、その他経常費用が23百万円となり、前年度に比べ16.5%増加して28,654百万円となりました。

この結果、経常利益は229百万円、当期純利益は130百万円となりました。

#### 【保険引受の概況】

損害保険会社の売上規模を示す指標として用いられる元受正味保険料は、前年度に比べ6.5%増加して37,761百万円、正味収入保険料は前年度に比べ5.9%増加して25,784百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は18,273百万円、損害調査費は3,405百万円となった結果、正味損害率は84.1%となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は6,886百万円、諸手数料及び集金費は△3,195百万円となった結果、正味事業費率は14.3%となりました。

これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受利益は、△2,498百万円となりました。

#### 【資産運用の概況】

当期末の総資産は前期に比べ29.9%増加して46,989百万円、運用資産は前期に比べ40.7%増加して35,213百万円となりました。運用資産のうち18,453百万円を銀行預金、200百万円を買入金銭債権、3,090百万円を金銭の信託、13,347百万円を有価証券で運用しており、当期の利息及び配当金収入は688百万円となりました。

#### 【対処すべき課題】

当社は、収益力の向上および規模の拡大に向けた取組を強化し、期間損益の黒字(日本基準)を維持することを目指します。また、保険会社に求められる管理態勢強化に重点的に取り組むことにより、顧客の十分な信頼を得られる運営態勢の構築に努めてまいります。

### 2018年度決算のしくみ

(単位:百万円)

|                  |        |   |            |        |
|------------------|--------|---|------------|--------|
| 経常収益             | 28,883 | — | 経常費用       | 28,654 |
| 保険引受収益           | 25,798 |   | 保険引受費用     | 21,410 |
| 資産運用収益           | 808    |   | 資産運用費用     | 77     |
| その他経常収益          | 2,276  |   | 営業費及び一般管理費 | 7,143  |
|                  |        |   | その他経常費用    | 23     |
|                  |        |   |            |        |
| 経常利益             |        |   |            | 229    |
| —                |        |   |            |        |
| 特別損失             |        |   |            | 21     |
| —                |        |   |            |        |
| 法人税及び住民税、法人税等調整額 |        |   |            | 77     |
|                  |        |   |            |        |
| 当期純利益            |        |   |            | 130    |

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## 2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

| 年 度<br>項 目                | 2014年度       | 2015年度       | 2016年度       | 2017年度       | 2018年度        |
|---------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 正味収入保険料                   | 24,747       | 23,701       | 23,166       | 24,353       | 25,784        |
| 経常収益                      | 24,797       | 25,027       | 23,374       | 24,628       | 28,883        |
| 経常利益又は経常損失(△)             | △2,394       | △1,634       | △1,594       | 42           | 229           |
| 当期純利益又は当期純損失(△)           | △2,440       | △1,633       | △1,551       | 86           | 130           |
| 資本金                       | 16,500       | 16,500       | 16,500       | 16,500       | 20,500        |
| (発行済株式総数)                 | (5,020,537株) | (5,020,537株) | (5,020,537株) | (5,020,537株) | (11,627,537株) |
| 純資産額                      | 9,206        | 7,577        | 6,006        | 6,080        | 13,515        |
| 総資産額                      | 35,537       | 34,537       | 33,870       | 36,177       | 46,989        |
| 特別勘定又は積立勘定<br>として経理された資産額 | —            | —            | —            | —            | —             |
| 責任準備金残高                   | 13,840       | 12,572       | 13,333       | 14,456       | 15,338        |
| 貸付金残高                     | —            | —            | —            | —            | —             |
| 有価証券残高                    | 3,290        | 1,420        | 10,143       | 5,879        | 13,347        |
| 単体ソルベンシー・マージン比率(注)        | 349.3%       | 330.5%       | 365.9%       | 366.1%       | 657.0%        |
| 配当性向                      | —            | —            | —            | —            | —             |
| 従業員数                      | 409名         | 452名         | 494名         | 528名         | 610名          |

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

## 3 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等

### 1. 主要な業務の状況を示す指標等

#### ① 正味収入保険料

(単位:百万円)

| 年 度<br>種 目 | 2016年度 |       |        | 2017年度 |       |        | 2018年度 |        |        |
|------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
|            | 金額     | 構成比%  | 増減率%   | 金額     | 構成比%  | 増減率%   | 金額     | 構成比%   | 増減率%   |
| 火災         | 74     | 0.3   | —      | 250    | 1.0   | 235.7  | 420    | 1.6    | 67.6   |
| 海上         | —      | —     | —      | —      | —     | —      | —      | —      | —      |
| 傷害         | —      | —     | —      | —      | —     | —      | —      | —      | —      |
| 自動車        | 22,331 | 96.4  | △3.2   | 23,243 | 95.4  | 4.1    | 24,353 | 94.4   | 4.8    |
| 自動車損害賠償責任  | 267    | 1.2   | △4.6   | 244    | 1.0   | △8.7   | 225    | 0.9    | △7.5   |
| その他        | 492    | 2.1   | 40.1   | 614    | 2.5   | 24.8   | 785    | 3.0    | 27.7   |
| (うち費用・利益)  | (492)  | (2.1) | (40.1) | (614)  | (2.5) | (24.8) | (791)  | (3.1)  | (28.7) |
| (うち賠償責任)   | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    | (△6)   | (△0.0) | (—)    |
| (うち信用・保証)  | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計         | 23,166 | 100.0 | △2.3   | 24,353 | 100.0 | 5.1    | 25,784 | 100.0  | 5.9    |

(注)正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

## ② 元受正味保険料

(単位:百万円)

| 年 度<br>種 目 | 2016年度 |       |        | 2017年度 |       |        | 2018年度 |       |        |
|------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|            | 金額     | 構成比%  | 増減率%   | 金額     | 構成比%  | 増減率%   | 金額     | 構成比%  | 増減率%   |
| 火災         | 125    | 0.4   | —      | 658    | 1.9   | 423.2  | 1,127  | 3.0   | 71.2   |
| 海上         | —      | —     | —      | —      | —     | —      | —      | —     | —      |
| 傷害         | —      | —     | —      | —      | —     | —      | —      | —     | —      |
| 自動車        | 32,158 | 98.1  | 12.0   | 34,194 | 96.4  | 6.3    | 35,840 | 94.9  | 4.8    |
| 自動車損害賠償責任  | —      | —     | —      | —      | —     | —      | —      | —     | —      |
| その他        | 492    | 1.5   | 40.1   | 614    | 1.7   | 24.8   | 793    | 2.1   | 29.1   |
| (うち費用・利益)  | (492)  | (1.5) | (40.1) | (614)  | (1.7) | (24.8) | (791)  | (2.1) | (28.7) |
| (うち賠償責任)   | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    | (2)    | (0.0) | (—)    |
| (うち信用・保証)  | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    |
| 合計         | 32,776 | 100.0 | 12.8   | 35,468 | 100.0 | 8.2    | 37,761 | 100.0 | 6.5    |

(注)元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

## ③ 受再正味保険料

(単位:百万円)

| 年 度<br>種 目 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|------------|--------|--------|--------|
|            |        |        |        |
| 火災         | —      | 0      | 0      |
| 海上         | —      | —      | —      |
| 傷害         | —      | —      | —      |
| 自動車        | 0      | 6      | 6      |
| 自動車損害賠償責任  | 267    | 244    | 225    |
| その他        | —      | —      | —      |
| (うち費用・利益)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち賠償責任)   | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち信用・保証)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計         | 268    | 251    | 232    |

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

## ④ 支払再保険料

(単位:百万円)

| 年 度<br>種 目 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|------------|--------|--------|--------|
|            |        |        |        |
| 火災         | 51     | 407    | 707    |
| 海上         | —      | —      | —      |
| 傷害         | —      | —      | —      |
| 自動車        | 9,827  | 10,958 | 11,493 |
| 自動車損害賠償責任  | —      | —      | —      |
| その他        | —      | —      | 8      |
| (うち費用・利益)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち賠償責任)   | (—)    | (—)    | (8)    |
| (うち信用・保証)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計         | 9,878  | 11,366 | 12,209 |

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

## IV 保険会社の主要な業務に関する事項

### ⑤ 解約返戻金

(単位:百万円)

| 種 目 \ 年 度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 火災        | 0      | 2      | 8      |
| 海上        | —      | —      | —      |
| 傷害        | —      | —      | —      |
| 自動車       | 262    | 303    | 344    |
| 自動車損害賠償責任 | 7      | 7      | 7      |
| その他       | 0      | 1      | 1      |
| (うち費用・利益) | (0)    | (1)    | (1)    |
| (うち賠償責任)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち信用・保証) | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計        | 270    | 313    | 361    |

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

### ⑥ 保険引受利益

(単位:百万円)

| 種 目 \ 年 度  | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 保険引受収益     | 23,304 | 24,366 | 25,798 |
| 保険引受費用     | 17,101 | 18,057 | 21,410 |
| 営業費及び一般管理費 | 6,071  | 6,349  | 6,886  |
| その他収支      | △0     | △0     | △0     |
| 保険引受利益     | 130    | △40    | △2,498 |

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。  
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

### 【保険種目別保険引受利益】

(単位:百万円)

| 種 目 \ 年 度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 火災        | △269   | △370   | △602   |
| 海上        | —      | —      | —      |
| 傷害        | —      | —      | —      |
| 自動車       | 632    | 409    | △1,715 |
| 自動車損害賠償責任 | —      | —      | —      |
| その他       | △231   | △79    | △181   |
| (うち費用・利益) | (△231) | (△79)  | (△174) |
| (うち賠償責任)  | (—)    | (—)    | (△6)   |
| (うち信用・保証) | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計        | 130    | △40    | △2,498 |

### ⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

| 種 目 \ 年 度 | 2016年度 |       |        | 2017年度 |       |        | 2018年度 |       |        |
|-----------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|           | 金額     | 構成比%  | 正味損害率% | 金額     | 構成比%  | 正味損害率% | 金額     | 構成比%  | 正味損害率% |
| 火災        | 0      | 0.0   | 5.6    | 12     | 0.1   | 7.3    | 94     | 0.5   | 35.2   |
| 海上        | —      | —     | —      | —      | —     | —      | —      | —     | —      |
| 傷害        | —      | —     | —      | —      | —     | —      | —      | —     | —      |
| 自動車       | 15,895 | 98.0  | 84.0   | 16,183 | 97.8  | 82.9   | 17,835 | 97.6  | 86.9   |
| 自動車損害賠償責任 | 243    | 1.5   | 91.1   | 250    | 1.5   | 102.6  | 243    | 1.3   | 107.7  |
| その他       | 75     | 0.5   | 21.9   | 93     | 0.6   | 19.1   | 100    | 0.6   | 15.5   |
| (うち費用・利益) | (75)   | (0.5) | (21.9) | (93)   | (0.6) | (19.1) | (100)  | (0.6) | (15.5) |
| (うち賠償責任)  | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    |
| (うち信用・保証) | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    | (—)    | (—)   | (—)    |
| 合計        | 16,215 | 100.0 | 82.5   | 16,540 | 100.0 | 80.7   | 18,273 | 100.0 | 84.1   |

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100

# ⑧ 元受正味保険金

(単位:百万円)

| 種 目 \ 年 度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 火災        | 1      | 17     | 180    |
| 海上        | —      | —      | —      |
| 傷害        | —      | —      | —      |
| 自動車       | 20,562 | 22,547 | 25,970 |
| 自動車損害賠償責任 | —      | —      | —      |
| その他       | 75     | 93     | 100    |
| (うち費用・利益) | (75)   | (93)   | (100)  |
| (うち賠償責任)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち信用・保証) | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計        | 20,640 | 22,657 | 26,251 |

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

# ⑨ 受再正味保険金

(単位:百万円)

| 種 目 \ 年 度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 火災        | —      | —      | 0      |
| 海上        | —      | —      | —      |
| 傷害        | —      | —      | —      |
| 自動車       | —      | —      | —      |
| 自動車損害賠償責任 | 243    | 250    | 243    |
| その他       | —      | —      | —      |
| (うち費用・利益) | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち賠償責任)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち信用・保証) | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計        | 243    | 250    | 243    |

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

# ⑩ 回収再保険金

(単位:百万円)

| 種 目 \ 年 度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 火災        | 0      | 4      | 86     |
| 海上        | —      | —      | —      |
| 傷害        | —      | —      | —      |
| 自動車       | 4,667  | 6,364  | 8,134  |
| 自動車損害賠償責任 | —      | —      | —      |
| その他       | —      | —      | —      |
| (うち費用・利益) | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち賠償責任)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| (うち信用・保証) | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計        | 4,667  | 6,368  | 8,221  |

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## 2. 保険契約に関する指標等

### ① 契約者配当金

該当ありません。

### ② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

| 年 度<br>種 目 | 2016年度 |         |         | 2017年度 |        |         | 2018年度 |         |         |
|------------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|
|            | 正味損害率  | 正味事業費率  | 合算率     | 正味損害率  | 正味事業費率 | 合算率     | 正味損害率  | 正味事業費率  | 合算率     |
| 火災         | 5.6    | 320.1   | 325.7   | 7.3    | 124.7  | 132.0   | 35.2   | 88.1    | 123.3   |
| 海上         | —      | —       | —       | —      | —      | —       | —      | —       | —       |
| 傷害         | —      | —       | —       | —      | —      | —       | —      | —       | —       |
| 自動車        | 84.0   | 11.1    | 95.2    | 82.9   | 8.1    | 91.0    | 86.9   | 10.6    | 97.5    |
| 自動車損害賠償責任  | 91.1   | —       | 91.1    | 102.6  | —      | 102.6   | 107.7  | —       | 107.7   |
| その他        | 21.9   | 115.6   | 137.5   | 19.1   | 84.4   | 103.5   | 15.7   | 94.3    | 110.0   |
| (うち費用・利益)  | (21.9) | (115.6) | (137.5) | (19.1) | (84.4) | (103.5) | (15.5) | (93.5)  | (109.0) |
| (うち賠償責任)   | (—)    | (—)     | (—)     | (—)    | (—)    | (—)     | (—)    | (△12.7) | (△12.7) |
| (うち信用・保証)  | (—)    | (—)     | (—)     | (—)    | (—)    | (—)     | (—)    | (—)     | (—)     |
| 合計         | 82.5   | 14.2    | 96.7    | 80.7   | 11.2   | 91.9    | 84.1   | 14.3    | 98.4    |

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

### ③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

| 年 度<br>種 目 | 2016年度 |          |          | 2017年度   |            |            | 2018年度 |         |         |
|------------|--------|----------|----------|----------|------------|------------|--------|---------|---------|
|            | 発生損害率  | 事業費率     | 合算率      | 発生損害率    | 事業費率       | 合算率        | 発生損害率  | 事業費率    | 合算率     |
| 火災         | △166.6 | △5,753.3 | △5,919.9 | △9,350.8 | △112,188.3 | △121,539.1 | 599.8  | 1,284.9 | 1,884.7 |
| 海上         | —      | —        | —        | —        | —          | —          | —      | —       | —       |
| 傷害         | —      | —        | —        | —        | —          | —          | —      | —       | —       |
| 自動車        | 81.7   | 18.3     | 100.0    | 83.5     | 17.2       | 100.7      | 91.9   | 17.2    | 109.1   |
| その他        | 23.1   | 124.0    | 147.1    | 21.7     | 88.5       | 110.2      | 69.8   | 361.1   | 430.9   |
| (うち費用・利益)  | (23.1) | (124.0)  | (147.1)  | (21.7)   | (88.5)     | (110.2)    | (21.3) | (98.6)  | (119.9) |
| (うち賠償責任)   | (—)    | (—)      | (—)      | (—)      | (—)        | (—)        | (48.5) | (262.5) | (311.0) |
| (うち信用・保証)  | (—)    | (—)      | (—)      | (—)      | (—)        | (—)        | (—)    | (—)     | (—)     |
| 合計         | 80.9   | 20.6     | 101.5    | 82.5     | 19.7       | 102.2      | 91.0   | 20.3    | 111.4   |

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
4. 合算率=発生損害率+事業費率  
5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額  
6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料—出再控除前の未経過保険料積増額  
7. 第三分野保険のがん治療費用保険は、その他のうち費用・利益に記載しています。

### ④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

| 区 分  | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 国内契約 | 100%   | 100%   | 100%   |
| 海外契約 | —%     | —%     | —%     |

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。



### ⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

| 年度     | 出再先保険会社の数 | 出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合 |
|--------|-----------|-----------------------------|
| 2018年度 | 2 (－)     | 100% (－%)                   |
| 2017年度 | 2 (－)     | 100% (－%)                   |

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。  
2. ( ) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

### ⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

| 格付区分   | A 以上      | BBB 以上  | その他<br>(格付なし・不明・BB 以下) | 合計        |
|--------|-----------|---------|------------------------|-----------|
| 2018年度 | 100% (－%) | －% (－%) | －% (－%)                | 100% (－%) |
| 2017年度 | 100% (－%) | －% (－%) | －% (－%)                | 100% (－%) |

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。  
格付区分は、日本格付研究所(JCR)の格付を使用しています。  
2. ( ) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

### ⑦ 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

| 種目計                             | 2016年度       | 2017年度       | 2018年度       |
|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| <b>1</b> 年度開始時の未収再保険金           | 475<br>(－)   | 1,469<br>(－) | 1,721<br>(－) |
| <b>2</b> 当該年度に回収できる事由が発生した額     | 4,667<br>(－) | 6,368<br>(－) | 8,189<br>(－) |
| <b>3</b> 当該年度回収等                | 3,673<br>(－) | 6,115<br>(－) | 7,895<br>(－) |
| <b>4</b> 1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金 | 1,469<br>(－) | 1,721<br>(－) | 2,016<br>(－) |

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。  
2. ( ) 内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## 3. 経理に関する指標等

### ① 支払備金及び責任準備金の額

#### 【支払備金】

(単位:百万円)

| 年 度<br>種 目 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 火災         | 2      | 9      | 34     |
| 海上         | —      | —      | —      |
| 傷害         | —      | —      | —      |
| 自動車        | 7,878  | 8,770  | 10,761 |
| 自動車損害賠償責任  | 88     | 84     | 77     |
| その他        | 60     | 70     | 107    |
| (うち費用・利益)  | (60)   | (70)   | (107)  |
| (うち賠償責任)   | (—)    | (—)    | (0)    |
| (うち信用・保証)  | (—)    | (—)    | (—)    |
| 合計         | 8,029  | 8,935  | 10,980 |

#### 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

| 会計年度   | 期首支払備金 | 前期以前発生事故に係る<br>当期支払保険金 | 前期以前発生事故に係る<br>当期末支払備金 | 当期把握<br>見積り差額 |
|--------|--------|------------------------|------------------------|---------------|
| 2014年度 | 8,690  | 5,709                  | 3,228                  | △247          |
| 2015年度 | 8,366  | 6,099                  | 3,164                  | △897          |
| 2016年度 | 8,772  | 6,647                  | 3,520                  | △1,394        |
| 2017年度 | 10,112 | 7,762                  | 4,238                  | △1,888        |
| 2018年度 | 12,165 | 9,436                  | 6,066                  | △3,337        |

(注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3.当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

#### 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

##### ○ 自動車

(単位:百万円)

| 事故発生年度             | 2014年度 |      |        | 2015年度 |      |        | 2016年度 |      |        | 2017年度 |      |        | 2018年度 |    |        |
|--------------------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|----|--------|
|                    | 金額     | 比率   | 変動     | 金額     | 比率   | 変動     | 金額     | 比率   | 変動     | 金額     | 比率   | 変動     | 金額     | 比率 | 変動     |
| 事故発生年度末            | 16,377 |      |        | 18,471 |      |        | 20,489 |      |        | 22,682 |      |        | 25,776 |    |        |
| 累計保険金<br>＋<br>支払備金 |        |      |        |        |      |        |        |      |        |        |      |        |        |    |        |
| 1年後                | 16,810 | 1.03 | 433    | 18,813 | 1.02 | 341    | 21,018 | 1.03 | 528    | 23,525 | 1.04 | 843    |        |    |        |
| 2年後                | 17,188 | 1.02 | 378    | 19,442 | 1.03 | 629    | 21,669 | 1.03 | 651    |        |      |        |        |    |        |
| 3年後                | 17,457 | 1.02 | 268    | 20,116 | 1.03 | 673    |        |      |        |        |      |        |        |    |        |
| 4年後                | 17,872 | 1.02 | 415    |        |      |        |        |      |        |        |      |        |        |    |        |
| 最終損害見積り額           |        |      | 17,872 |        |      | 20,116 |        |      | 21,669 |        |      | 23,525 |        |    | 25,776 |
| 累計保険金              |        |      | 17,652 |        |      | 19,171 |        |      | 20,191 |        |      | 20,466 |        |    | 16,576 |
| 支払備金               |        |      | 220    |        |      | 945    |        |      | 1,478  |        |      | 3,059  |        |    | 9,200  |

##### ○ 傷 害

該当ありません。

○ 賠償責任

(単位:百万円)

| 事故発生年度   | 2014年度 |    |    | 2015年度 |    |    | 2016年度 |    |    | 2017年度 |    |    | 2018年度 |    |    |
|----------|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|
|          | 金額     | 比率 | 変動 | 金額     | 比率 | 変動 | 金額     | 比率 | 変動 | 金額     | 比率 | 変動 | 金額     | 比率 | 変動 |
| 事故発生年度末  | —      | /  | /  | —      | /  | /  | —      | /  | /  | —      | /  | /  | 0      | /  | /  |
| 累計保険金    | 1年後    | —  | —  | —      | —  | —  | —      | —  | —  | —      | —  | —  |        |    |    |
| +        | 2年後    | —  | —  | —      | —  | —  | —      | —  | —  |        |    |    |        |    |    |
| 支払備金     | 3年後    | —  | —  | —      | —  | —  |        |    |    |        |    |    |        |    |    |
|          | 4年後    | —  | —  | —      |    |    |        |    |    |        |    |    |        |    |    |
| 最終損害見積り額 |        |    | —  |        |    | —  |        |    | —  |        |    | —  |        |    | 0  |
| 累計保険金    |        |    | —  |        |    | —  |        |    | —  |        |    | —  |        |    | —  |
| 支払備金     |        |    | —  |        |    | —  |        |    | —  |        |    | —  |        |    | 0  |

- (注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。  
2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。  
3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。  
4.「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

【責任準備金】

(単位:百万円)

| 種 目 \ 年 度 | 2016年度末 | 2017年度末 | 2018年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 火災        | 98      | 382     | 861     |
| 海上        | —       | —       | —       |
| 傷害        | —       | —       | —       |
| 自動車       | 12,585  | 13,366  | 13,699  |
| 自動車損害賠償責任 | 480     | 489     | 493     |
| その他       | 169     | 218     | 284     |
| (うち費用・利益) | (169)   | (218)   | (284)   |
| (うち賠償責任)  | (—)     | (—)     | (—)     |
| (うち信用・保証) | (—)     | (—)     | (—)     |
| 合計        | 13,333  | 14,456  | 15,338  |

責任準備金の内訳

<2018年度末>

(単位:百万円)

| 種 目 \ 内 訳 | 普通責任準備金 | 異常危険準備金 | 危険準備金 | 払戻積立金 | 契約者配当準備金等 | 計      |
|-----------|---------|---------|-------|-------|-----------|--------|
| 火災        | 714     | 146     | 0     | —     | —         | 861    |
| 海上        | —       | —       | —     | —     | —         | —      |
| 傷害        | —       | —       | —     | —     | —         | —      |
| 自動車       | 12,917  | 781     | —     | —     | —         | 13,699 |
| 自動車損害賠償責任 | 493     | —       | —     | —     | —         | 493    |
| その他       | 201     | 82      | 0     | —     | —         | 284    |
| (うち費用・利益) | (201)   | (82)    | (0)   | (—)   | (—)       | (284)  |
| (うち賠償責任)  | (—)     | (—)     | (—)   | (—)   | (—)       | (—)    |
| (うち信用・保証) | (—)     | (—)     | (—)   | (—)   | (—)       | (—)    |
| 合計        | 14,326  | 1,011   | 0     | —     | —         | 15,338 |

## IV 保険会社の主要な業務に関する事項

<2017年度末>

(単位:百万円)

| 内 訳<br>種 目 | 普通責任<br>準備金 | 異常危険<br>準備金 | 危険<br>準備金 | 払戻積立金 | 契約者配当<br>準備金等 | 計      |
|------------|-------------|-------------|-----------|-------|---------------|--------|
| 火災         | 321         | 60          | —         | —     | —             | 382    |
| 海上         | —           | —           | —         | —     | —             | —      |
| 傷害         | —           | —           | —         | —     | —             | —      |
| 自動車        | 12,620      | 745         | —         | —     | —             | 13,366 |
| 自動車損害賠償責任  | 489         | —           | —         | —     | —             | 489    |
| その他        | 160         | 57          | —         | —     | —             | 218    |
| (うち費用・利益)  | (160)       | (57)        | (—)       | (—)   | (—)           | (218)  |
| (うち賠償責任)   | (—)         | (—)         | (—)       | (—)   | (—)           | (—)    |
| (うち信用・保証)  | (—)         | (—)         | (—)       | (—)   | (—)           | (—)    |
| 合計         | 13,592      | 863         | —         | —     | —             | 14,456 |

### ② 責任準備金積立水準

| 区 分          | 2017年度  | 2018年度  |
|--------------|---------|---------|
| 積立方式         |         |         |
| 標準責任準備金対象契約  | 標準責任準備金 | 標準責任準備金 |
| 標準責任準備金対象外契約 | —       | —       |
| 積立率          | 100.0%  | 100.0%  |

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。  
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。  
3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)  
(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)  
(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金  
(3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

### ③ 引当金明細表

<2018年度>

(単位:百万円)

| 区 分        | 2017年度末<br>残 高 | 2018年度<br>増加額 | 2018年度減少額 |     | 2018年度末<br>残 高 |
|------------|----------------|---------------|-----------|-----|----------------|
|            |                |               | 目的使用      | その他 |                |
| 一般貸倒引当金    | —              | —             | —         | —   | —              |
| 貸倒引当金      | —              | —             | —         | —   | —              |
| 個別貸倒引当金    | —              | —             | —         | —   | —              |
| 特定海外債権引当勘定 | —              | —             | —         | —   | —              |
| 退職給付引当金    | —              | —             | —         | —   | —              |
| 賞与引当金      | —              | —             | —         | —   | —              |
| 再保険手数料引当金  | —              | —             | —         | —   | —              |
| 価格変動準備金    | 7              | 14            | —         | —   | 22             |
| 合計         | 7              | 14            | —         | —   | 22             |

&lt;2017年度&gt;

(単位:百万円)

| 区 分        | 2016年度末<br>残 高 | 2017年度<br>増加額 | 2017年度減少額 |     | 2017年度末<br>残 高 |
|------------|----------------|---------------|-----------|-----|----------------|
|            |                |               | 目的使用      | その他 |                |
| 一般貸倒引当金    | —              | —             | —         | —   | —              |
| 貸倒引当金      | —              | —             | —         | —   | —              |
| 個別貸倒引当金    | —              | —             | —         | —   | —              |
| 特定海外債権引当勘定 | —              | —             | —         | —   | —              |
| 退職給付引当金    | —              | —             | —         | —   | —              |
| 賞与引当金      | —              | —             | —         | —   | —              |
| 再保険手数料引当金  | —              | —             | —         | —   | —              |
| 価格変動準備金    | 3              | 4             | —         | —   | 7              |
| 合計         | 3              | 4             | —         | —   | 7              |

## ④ 貸付金償却

該当ありません。

## ⑤ 資本金等明細表(含む利益準備金及び任意積立金)

資本金等明細表につきましては、57ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

## ⑥ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

&lt;2018年度&gt;

|            |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 損害率の上昇シナリオ | 地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。                                                                                                                                                                                           |
| 計算方法       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額=既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul> |
| 経常利益の減少額   | 247百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額745百万円                                                                                                                                                                                                                        |

&lt;2017年度&gt;

|            |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 損害率の上昇シナリオ | 地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。                                                                                                                                                                                           |
| 計算方法       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額=既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul> |
| 経常利益の減少額   | 231百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額716百万円                                                                                                                                                                                                                        |

(注)自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

## ⑦ 事業費

(単位:百万円)

| 区分                 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 人件費                | 2,796  | 3,097  | 3,377  |
| 物件費                | 6,014  | 6,265  | 6,820  |
| 税金                 | 191    | 205    | 349    |
| 火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金 | —      | —      | —      |
| 保険契約者保護機構に対する負担金   | —      | —      | —      |
| 諸手数料及び集金費          | △2,778 | △3,630 | △3,195 |
| 合計                 | 6,223  | 5,936  | 7,353  |

## Ⅳ 保険会社の主要な業務に関する事項

### 4. 資産運用に関する指標等

#### ① 資産運用の概況

(単位:百万円)

| 年 度<br>区 分  | 2016年度末 |       | 2017年度末 |       | 2018年度末 |       |
|-------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|             | 金額      | 構成比%  | 金額      | 構成比%  | 金額      | 構成比%  |
| 預貯金         | 10,629  | 31.4  | 15,959  | 44.1  | 18,453  | 39.3  |
| コールローン      | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
| 買現先勘定       | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
| 債券貸借取引支払保証金 | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
| 買入金銭債権      | —       | —     | —       | —     | 200     | 0.4   |
| 商品有価証券      | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
| 金銭の信託       | 3,000   | 8.9   | 3,099   | 8.6   | 3,090   | 6.6   |
| 有価証券        | 10,143  | 30.0  | 5,879   | 16.3  | 13,347  | 28.4  |
| 貸付金         | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
| 土地・建物       | 64      | 0.2   | 87      | 0.2   | 122     | 0.3   |
| 運用資産計       | 23,838  | 70.4  | 25,026  | 69.2  | 35,213  | 74.9  |
| 総資産         | 33,870  | 100.0 | 36,177  | 100.0 | 46,989  | 100.0 |

#### ② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円)

| 年 度<br>区 分  | 2016年度末 |      | 2017年度末 |      | 2018年度末 |      |
|-------------|---------|------|---------|------|---------|------|
|             | 金額      | 利回り% | 金額      | 利回り% | 金額      | 利回り% |
| 預貯金         | 0       | 0.00 | 0       | 0.00 | 0       | 0.00 |
| コールローン      | —       | —    | —       | —    | —       | —    |
| 買現先勘定       | —       | —    | —       | —    | —       | —    |
| 債券貸借取引支払保証金 | —       | —    | —       | —    | —       | —    |
| 買入金銭債権      | 0       | 0.04 | —       | —    | 0       | 0.20 |
| 商品有価証券      | —       | —    | —       | —    | —       | —    |
| 金銭の信託       | 0       | 0.02 | 39      | 1.30 | 62      | 2.03 |
| 有価証券        | 49      | 0.83 | 86      | 1.43 | 687     | 6.52 |
| 貸付金         | —       | —    | —       | —    | —       | —    |
| 土地・建物       | —       | —    | —       | —    | —       | —    |
| 小計          | 50      | 0.20 | 126     | 0.50 | 750     | 2.46 |
| その他         | —       | —    | —       | —    | —       | —    |
| 合計          | 50      | —    | 126     | —    | 750     | —    |

(注) 計算方法は、以下の通りとなっています。

・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)

・分母=取得原価又は償却原価による平均残高



### ③ 海外投融資残高及び海外投融資利回り

(単位:百万円)

| 年 度<br>区 分 |        | 2016年度末 |       | 2017年度末 |       | 2018年度末 |       |
|------------|--------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|            |        | 金額      | 構成比%  | 金額      | 構成比%  | 金額      | 構成比%  |
| 外貨建        | 外国公社債  | —       | —     | 894     | 41.5  | 936     | 42.0  |
|            | 外国株式   | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
|            | その他    | —       | —     | 14      | 0.7   | 44      | 2.0   |
|            | 小計     | —       | —     | 909     | 42.2  | 981     | 44.0  |
| 円貨建        | 非居住者貸付 | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
|            | 外国公社債  | 1,247   | 100.0 | 1,247   | 57.8  | 1,250   | 56.0  |
|            | その他    | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
|            | 小計     | 1,247   | 100.0 | 1,247   | 57.8  | 1,250   | 56.0  |
| 合計         |        | 1,247   | 100.0 | 2,156   | 100.0 | 2,231   | 100.0 |
| 海外投融資利回り   |        |         | 4.24  |         | 4.24  |         | 3.94  |

### ④ 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

### ⑤ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円)

| 年 度<br>区 分 |  | 2016年度末 |       | 2017年度末 |       | 2018年度末 |       |
|------------|--|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|            |  | 金額      | 構成比%  | 金額      | 構成比%  | 金額      | 構成比%  |
| 国債         |  | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
| 地方債        |  | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
| 社債         |  | 1,213   | 12.0  | 1,111   | 18.9  | 3,270   | 24.5  |
| 株式         |  | —       | —     | —       | —     | —       | —     |
| 外国証券       |  | 1,247   | 12.3  | 2,141   | 36.4  | 2,187   | 16.4  |
| その他の証券     |  | 7,683   | 75.7  | 2,625   | 44.7  | 7,890   | 59.1  |
| 合計         |  | 10,143  | 100.0 | 5,879   | 100.0 | 13,347  | 100.0 |

### ⑥ 保有有価証券利回り

(単位:%)

| 年 度<br>区 分 |  | 2016年度末 | 2017年度末 | 2018年度末 |
|------------|--|---------|---------|---------|
|            |  |         |         |         |
| 公社債        |  | 1.37    | 0.64    | 1.19    |
| 株式         |  | —       | —       | —       |
| 外国証券       |  | 4.24    | 4.24    | 4.08    |
| その他の証券     |  | 0.01    | 0.07    | 9.54    |
| 合計         |  | 0.83    | 1.43    | 6.52    |

## Ⅳ 保険会社の主要な業務に関する事項

### ⑦ 有価証券の種類別の残存期間別残高

<2018年度末>

(単位:百万円)

| 残存期間<br>区 分 | 1年以下  | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超<br>(期間の定めのないものを含む) | 合計     |
|-------------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------------|--------|
| 国債          | —     | —           | —           | —           | —            | —                       | —      |
| 地方債         | —     | —           | —           | —           | —            | —                       | —      |
| 社債          | 1,399 | 507         | 1,061       | 301         | —            | —                       | 3,270  |
| 株式          | —     | —           | —           | —           | —            | —                       | —      |
| 外国証券        | 999   | 250         | 334         | —           | 602          | —                       | 2,187  |
| その他の証券      | —     | 45          | —           | —           | —            | 7,844                   | 7,890  |
| 合計          | 2,399 | 804         | 1,395       | 301         | 602          | 7,844                   | 13,347 |

<2017年度末>

(単位:百万円)

| 残存期間<br>区 分 | 1年以下 | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超<br>(期間の定めのないものを含む) | 合計    |
|-------------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------------|-------|
| 国債          | —    | —           | —           | —           | —            | —                       | —     |
| 地方債         | —    | —           | —           | —           | —            | —                       | —     |
| 社債          | —    | 304         | 205         | 601         | —            | —                       | 1,111 |
| 株式          | —    | —           | —           | —           | —            | —                       | —     |
| 外国証券        | —    | 997         | 249         | —           | 894          | —                       | 2,141 |
| その他の証券      | 76   | —           | —           | —           | —            | 2,549                   | 2,625 |
| 合計          | 76   | 1,302       | 455         | 601         | 894          | 2,549                   | 5,879 |

### ⑧ 業種別保有株式の額

該当ありません。

### ⑨ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

### ⑩ 担保別貸付金残高

該当ありません。

### ⑪ 使途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

### ⑫ 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

### ⑬ 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭ 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

| 区 分        | 年 度 |  | 2016年度末 |  | 2017年度末 |  | 2018年度末 |  |
|------------|-----|--|---------|--|---------|--|---------|--|
|            |     |  |         |  |         |  |         |  |
| 土 地        |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 営業用        |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 賃貸用        |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 建 物        |     |  | 64      |  | 87      |  | 122     |  |
| 営業用        |     |  | 64      |  | 87      |  | 122     |  |
| 賃貸用        |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 建設仮勘定      |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 営業用        |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 賃貸用        |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 合 計        |     |  | 64      |  | 87      |  | 122     |  |
| 営業用        |     |  | 64      |  | 87      |  | 122     |  |
| 賃貸用        |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| リース資産      |     |  | —       |  | 14      |  | 44      |  |
| その他の有形固定資産 |     |  | 178     |  | 159     |  | 155     |  |
| 有形固定資産合計   |     |  | 243     |  | 262     |  | 322     |  |

⑮ 支払承諾の残高内訳

(単位:百万円)

| 区 分         | 年 度 |  | 2016年度末 |     | 2017年度末 |     | 2018年度末 |     |
|-------------|-----|--|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
|             |     |  | 口数      | 金額  | 口数      | 金額  | 口数      | 金額  |
| 融資に係る保証     |     |  | —       | —   | —       | —   | —       | —   |
| 社債に係る保証     |     |  | —       | —   | —       | —   | —       | —   |
| 資産の流動化に係る保証 |     |  | —       | —   | —       | —   | —       | —   |
| その他         |     |  | 1       | 500 | 1       | 500 | 1       | 500 |
| 合計          |     |  | 1       | 500 | 1       | 500 | 1       | 500 |

⑯ 支払承諾見返の担保別内訳

(単位:百万円)

| 区 分       | 年 度 |  | 2016年度末 |  | 2017年度末 |  | 2018年度末 |  |
|-----------|-----|--|---------|--|---------|--|---------|--|
|           |     |  |         |  |         |  |         |  |
| 有価証券      |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 不動産・動産・財団 |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 指名債権      |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 保証        |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 信用        |     |  | 500     |  | 500     |  | 500     |  |
| その他       |     |  | —       |  | —       |  | —       |  |
| 合計        |     |  | 500     |  | 500     |  | 500     |  |

5. 特別勘定に関する指標

該当ありません。

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## 1 計算書類等

### 1. 貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目            | 2017年度末<br>(2018年3月31日現在) | 2018年度末<br>(2019年3月31日現在) |
|----------------|---------------------------|---------------------------|
| <b>資産の部</b>    |                           |                           |
| 現金及び預貯金        | 15,959                    | 18,453                    |
| 預貯金            | 15,959                    | 18,453                    |
| 買入金銭債権         | —                         | 200                       |
| 金銭の信託          | 3,099                     | 3,090                     |
| 有価証券           | 5,879                     | 13,347                    |
| 社債             | 1,111                     | 3,270                     |
| 外国証券           | 2,141                     | 2,187                     |
| その他の証券         | 2,625                     | 7,890                     |
| 有形固定資産         | 262                       | 322                       |
| 建物             | 87                        | 122                       |
| リース資産          | 14                        | 44                        |
| その他の<br>有形固定資産 | 159                       | 155                       |
| 無形固定資産         | 2,009                     | 2,428                     |
| ソフトウェア         | 1,796                     | 2,223                     |
| その他の<br>無形固定資産 | 212                       | 205                       |
| その他資産          | 8,467                     | 8,648                     |
| 再保険貸           | 1,721                     | 2,021                     |
| 未収金            | 4,343                     | 4,054                     |
| 預託金            | 250                       | 269                       |
| 地震保険預託金        | 0                         | —                         |
| 仮払金            | 2,111                     | 2,230                     |
| その他の資産         | 40                        | 72                        |
| 支払承諾見返         | 500                       | 500                       |
| 資産の部合計         | 36,177                    | 46,989                    |

| 科 目              | 2017年度末<br>(2018年3月31日現在) | 2018年度末<br>(2019年3月31日現在) |
|------------------|---------------------------|---------------------------|
| <b>負債の部</b>      |                           |                           |
| 保険契約準備金          | 23,392                    | 26,318                    |
| 支払備金             | 8,935                     | 10,980                    |
| 責任準備金            | 14,456                    | 15,338                    |
| 社債               | 500                       | 500                       |
| その他負債            | 5,683                     | 6,120                     |
| 再保険借             | 1,905                     | 2,200                     |
| 未払法人税等           | 84                        | 101                       |
| 未払金              | 853                       | 1,020                     |
| 仮受金              | 2,731                     | 2,661                     |
| リース債務            | 14                        | 44                        |
| 資産除去債務           | 83                        | 82                        |
| その他の負債           | 10                        | 9                         |
| 価格変動準備金          | 7                         | 22                        |
| 繰延税金負債           | 13                        | 12                        |
| 支払承諾             | 500                       | 500                       |
| 負債の部合計           | 30,097                    | 33,474                    |
| <b>純資産の部</b>     |                           |                           |
| 資本金              | 16,500                    | 20,500                    |
| 資本剰余金            | 16,400                    | 20,400                    |
| 資本準備金            | 16,400                    | 20,400                    |
| 利益剰余金            | △ 26,793                  | △ 26,663                  |
| その他利益剰余金         | △ 26,793                  | △ 26,663                  |
| 繰越利益剰余金          | △ 26,793                  | △ 26,663                  |
| 株主資本合計           | 6,106                     | 14,237                    |
| その他有価証券<br>評価差額金 | △ 26                      | △ 722                     |
| 評価・換算差額等合計       | △ 26                      | △ 722                     |
| 純資産の部合計          | 6,080                     | 13,515                    |
| 負債及び<br>純資産の部合計  | 36,177                    | 46,989                    |

## ＜重要な会計方針に関する注記＞

- 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）によっております。
  - その他有価証券  
時価のあるもの  
期末日の市場価格等による時価法によっております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
- デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は、時価法によっております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、建物付属設備については定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物付属設備は定率法）により、その他の有形固定資産については定率法によっております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 外貨建金銭債権債務は、期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 価格変動準備金は、有価証券の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

## 【貸借対照表に関する注記】

- 有形固定資産の減価償却累計額は400百万円であります。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は45百万円、金銭債務の総額は125百万円であります。
- 繰延税金資産の総額は6,596百万円、繰延税金負債の総額は16百万円であります。  
繰延税金資産の主な原因は税務上の繰越欠損金5,912百万円であります。  
なお、繰延税金資産の算出にあたって、評価性引当額6,592百万円を控除しております。  
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は5,908百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は684百万円であります。  
また、評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。  
税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

（単位：百万円）

|              | 1年以内  | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超   | 合計      |
|--------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|---------|
| 税務上の繰越欠損金（※） | 917   | 2,022       | 1,632       | 930         | 79          | 330   | 5,912   |
| 評価性引当額       | △ 916 | △ 2,021     | △ 1,631     | △ 930       | △ 79        | △ 328 | △ 5,908 |
| 繰延税金資産       | 0     | 0           | 0           | 0           | 0           | 1     | 4       |

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当期の期首から適用し、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）に記載された内容を追加しております。

## V 直近の2事業年度における財産の状況

### 4.

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法等関係法令を遵守し、損害保険事業の社会性、公共性ならびに契約者への保障確保に配慮し、かつ収益性・安全性・流動性に留意した運用を基本方針とし、資産運用を行っております。

##### ②金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として預金、買入金銭債権、金銭の信託および有価証券であります。有価証券は主として債券および投資信託であり、円建債券のほか、外貨建債券への投資も行っております。

金融商品に係るリスクは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

また、未収金は営業債権であり、信用リスクに晒されております。

再保険貸及び再保険借は再保険に伴う債権債務であります。未払金は1年以内に支払期日が到来する債務であります。

##### ③金融商品に係るリスク管理体制

当社では、取引全般に係る権限規程及びリスク管理規程を定め、これらに基づいて取引を行うとともに、取引の執行部門とは別にリスク管理委員会を設置し、資産運用の状況について定期的な報告に加え、必要に応じて協議を行うことで組織的な牽制を行っております。

###### 1) 市場リスクの管理

価格変動等リスクについては、資産運用リスクに係る管理規程等に従い、VaR（バリュー・アット・リスク）等の手法によりリスク量（想定最大損失）を定期的に計測し管理しています。

###### 2) 信用リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従って限度枠管理等のリスク管理を行うこととしております。

###### 3) 流動性リスクの管理

流動性リスク管理規程等に従ってリスク管理を行うこととしております。

##### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。（（注2）参照）

（単位：百万円）

|          | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額  |
|----------|----------|--------|-----|
| ①現金及び預貯金 | 18,453   | 18,453 | -   |
| ②買入金銭債権  | 200      | 200    | -   |
| ③金銭の信託   | 3,090    | 3,094  | 4   |
| ④有価証券    | 13,219   | 13,210 | △ 9 |
| ⑤再保険貸    | 2,021    | 2,021  | -   |
| ⑥未収金     | 4,054    | 4,054  | -   |
| 資産計      | 41,038   | 41,033 | △ 5 |
| ①再保険借    | 2,200    | 2,200  | -   |
| ②未払金     | 1,020    | 1,020  | -   |
| ③社債      | 500      | 499    | △ 0 |
| 負債計      | 3,721    | 3,721  | △ 0 |

（注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### ①現金及び預貯金、②買入金銭債権、⑤再保険貸、⑥未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### ③金銭の信託

信託財産として運用されている有価証券については④と同じ方法、また、デリバティブ取引については取引金融機関より提示された価格によっております。他の信託財産は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### ④有価証券

債券は、期末日の市場価格又は合理的に算定された価額によっており、投資信託については、基準価格等によっております。



## 負債

### ①再保険借、②未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ③社債

時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「④有価証券」には含めておりません。出資金（貸借対照表計上額 128 百万円）について、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

## 5.

(1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く） | 15,397 百万円 |
| 同上に係る出再支払備金                  | 4,494 百万円  |
| 差引（イ）                        | 10,902 百万円 |
| 自動車損害賠償責任保険に係る支払備金（ロ）        | 77 百万円     |
| 計（イ＋ロ）                       | 10,980 百万円 |

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 20,360 百万円 |
| 同上に係る出再責任準備金        | 6,528 百万円  |
| 差引（イ）               | 13,832 百万円 |
| その他の責任準備金（ロ）        | 1,506 百万円  |
| 計（イ＋ロ）              | 15,338 百万円 |

6. 1 株当たりの純資産額は 1,162 円 33 銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は 13,515 百万円、普通株式の期末株式数は 11,627,537 株であります。

7. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## 2. 損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目             | 2017年度<br>(2017年4月1日～2018年3月31日) | 2018年度<br>(2018年4月1日～2019年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <b>経常収益</b>     | 24,628                           | 28,883                           |
| 保険引受収益          | 24,366                           | 25,798                           |
| 正味収入保険料         | 24,353                           | 25,784                           |
| 積立保険料等運用益       | 13                               | 14                               |
| 資産運用収益          | 134                              | 808                              |
| 利息及び配当金収入       | 86                               | 688                              |
| 金銭の信託運用益        | 49                               | —                                |
| 売買目的有価証券運用益     | 1                                | 86                               |
| 有価証券売却益         | 4                                | —                                |
| 有価証券償還益         | —                                | 3                                |
| 為替差益            | —                                | 40                               |
| その他運用収益         | 4                                | 4                                |
| 積立保険料等運用益振替     | △ 13                             | △ 14                             |
| その他経常収益         | 128                              | 2,276                            |
| <b>経常費用</b>     | 24,586                           | 28,654                           |
| 保険引受費用          | 18,057                           | 21,410                           |
| 正味支払保険金         | 16,540                           | 18,273                           |
| 損害調査費           | 3,119                            | 3,405                            |
| 諸手数料及び集金費       | △ 3,630                          | △ 3,195                          |
| 支払備金繰入額         | 906                              | 2,044                            |
| 責任準備金繰入額        | 1,123                            | 882                              |
| 資産運用費用          | 60                               | 77                               |
| 金銭の信託運用損        | —                                | 59                               |
| 金融派生商品費用        | 14                               | —                                |
| 為替差損            | 33                               | —                                |
| その他運用費用         | 11                               | 18                               |
| 営業費及び一般管理費      | 6,448                            | 7,143                            |
| その他経常費用         | 20                               | 23                               |
| 支払利息            | 16                               | 15                               |
| 株式交付費償却         | —                                | 4                                |
| その他の経常費用        | 3                                | 2                                |
| <b>経常利益</b>     | 42                               | 229                              |
| <b>特別利益</b>     | 61                               | —                                |
| 受取補償金           | 61                               | —                                |
| <b>特別損失</b>     | 8                                | 21                               |
| 固定資産処分損         | 3                                | 6                                |
| 価格変動準備金繰入額      | 4                                | 14                               |
| その他特別損失         | 1                                | —                                |
| <b>税引前当期純利益</b> | 95                               | 207                              |
| <b>法人税及び住民税</b> | 18                               | 78                               |
| <b>法人税等調整額</b>  | △ 9                              | △ 1                              |
| <b>法人税等合計</b>   | 8                                | 77                               |
| <b>当期純利益</b>    | 86                               | 130                              |

## (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は 5 百万円、費用の総額は 987 百万円であります。

2.(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

|        |            |
|--------|------------|
| 収入保険料  | 37,994 百万円 |
| 支払再保険料 | 12,209 百万円 |
| 差引     | 25,784 百万円 |

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

|        |            |
|--------|------------|
| 支払保険金  | 26,495 百万円 |
| 回収再保険金 | 8,221 百万円  |
| 差引     | 18,273 百万円 |

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 支払諸手数料  | 516 百万円     |
| 出再保険手数料 | 3,711 百万円   |
| 差引      | △ 3,195 百万円 |

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く） | 3,228 百万円 |
| 同上に係る出再支払備金繰入額                  | 1,177 百万円 |
| 差引（イ）                           | 2,051 百万円 |
| 自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額（□）        | △ 7 百万円   |
| 計（イ＋□）                          | 2,044 百万円 |

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前） | 1,179 百万円 |
| 同上に係る出再責任準備金繰入額        | 449 百万円   |
| 差引（イ）                  | 730 百万円   |
| その他の責任準備金繰入額（□）        | 152 百万円   |
| 計（イ＋□）                 | 882 百万円   |

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

|            |         |
|------------|---------|
| 預貯金利息      | 0 百万円   |
| 買入金銭債権利息   | 0 百万円   |
| 有価証券利息・配当金 | 687 百万円 |
| 計          | 688 百万円 |

3. 売買目的有価証券運用益は、株式に係る売却益 86 百万円であります。

4. 金銭の信託運用損中の評価損益は、56 百万円の損であります。

5. その他経常収益には、SBI マネープラザ株式会社に対し、保有契約の一部について保険代理店としての地位を付与（移管）したことに伴い受領した対価 2,109 百万円が含まれております。

6. 1 株当たりの当期純利益の額は 16 円 54 銭であります。算定上の基礎である当期純利益は 130 百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は 7,862,452 株であります。なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## V 直近の2事業年度における財産の状況

### 7. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

#### (1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

| 属性  | 会社等の名称                  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容             | 取引<br>金額 | 科目 | 期末<br>残高 |
|-----|-------------------------|--------------------|-----------|-------------------|----------|----|----------|
| 親会社 | SBIインシュアランス<br>グループ株式会社 | (被所有)<br>直接99.19%  | 増資引受先     | 第三者<br>割当増資の実施(注) | 8,001    | —  | —        |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

2018年9月26日開催の臨時株主総会で決議された第三者割当増資の実施によるものであり、増資の引受価額は双方協議の上、決定しております。

#### (2) 兄弟会社等

(単位:百万円)

| 属性          | 会社等の名称               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係              | 取引の内容                                      | 取引<br>金額            | 科目             | 期末<br>残高   |
|-------------|----------------------|--------------------|------------------------|--------------------------------------------|---------------------|----------------|------------|
| 親会社の<br>子会社 | 株式会社<br>ゼウス          | —                  | 決済代行委託取引               | 保険料の収納代行<br>収納代行手数料(注)1                    | 21,874<br>316       | 未収金<br>—       | 2,200<br>— |
| 親会社の<br>子会社 | SBIレミット<br>株式会社      | —                  | 与信取引先                  | 債務保証<br>保証料の受取(注)2                         | 500<br>4            | 支払承諾見返<br>前受収益 | 500<br>0   |
| 親会社の<br>子会社 | SBI生命保険<br>株式会社      | —                  | 社債の発行                  | 社債の発行<br>利息の支払(注)3                         | —<br>15             | 社債<br>未払利息     | 500<br>6   |
| 親会社の<br>子会社 | SBIリーシング<br>サービス株式会社 | —                  | 社債の引受                  | 社債の引受<br>社債の償還<br>利息の受取(注)3                | 2,000<br>1,000<br>8 | 社債<br>未収利息     | 999<br>0   |
| 親会社の<br>子会社 | SBIマネープラザ<br>株式会社    | —                  | 当社の保険代理店の<br>地位の付与(移管) | 地位の付与(移管)に伴う<br>対価の受領(注)4<br>代理店手数料の支払(注)5 | 2,109<br>51         | —<br>未払金       | —<br>25    |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 収納代行手数料は、業務内容等を勘案して交渉の上で決定しております。

2. 保証料については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

3. 社債利率については、市場金利等を勘案して協議の上で決定しております。

4. 地位の付与(移管)に伴う対価は、第三者機関による算定価値を勘案して協議の上で決定しております。

5. 代理店手数料は、一般取引条件と同様に決定しております。

### 8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

| 科 目                              | 年 度 | 2017年度<br>(2017年4月1日～2018年3月31日) | 2018年度<br>(2018年4月1日～2019年3月31日) |
|----------------------------------|-----|----------------------------------|----------------------------------|
|                                  |     |                                  |                                  |
| Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー               |     |                                  |                                  |
| 税引前当期純利益                         |     | 95                               | 207                              |
| 減価償却費                            |     | 756                              | 808                              |
| 支払備金の増減額(△は減少)                   |     | 906                              | 2,044                            |
| 責任準備金の増減額(△は減少)                  |     | 1,123                            | 882                              |
| 価格変動準備金の増減額(△は減少)                |     | 4                                | 14                               |
| 利息及び配当金収入                        |     | △ 86                             | △ 688                            |
| 有価証券関係損益(△は益)                    |     | △ 6                              | △ 89                             |
| 受取補償金                            |     | △ 61                             | —                                |
| 支払利息                             |     | 16                               | 15                               |
| 金銭の信託運用損益(△は益)                   |     | △ 49                             | 59                               |
| 為替差損益(△は益)                       |     | 33                               | △ 40                             |
| 有形固定資産関係損益(△は益)                  |     | 3                                | 6                                |
| 再保険貸の増減額(△は増加)                   |     | △ 251                            | △ 300                            |
| その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加) |     | △ 582                            | 162                              |
| 再保険借の増減額(△は減少)                   |     | △ 81                             | 295                              |
| その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少) |     | 220                              | 42                               |
| その他                              |     | 5                                | 139                              |
| 小 計                              |     | 2,042                            | 3,559                            |
| 利息及び配当金の受取額                      |     | 82                               | 686                              |
| 補償金の受取額                          |     | 22                               | —                                |
| 利息の支払額                           |     | △ 10                             | △ 9                              |
| 法人税等の支払額                         |     | △ 15                             | △ 66                             |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー                 |     | 2,120                            | 4,170                            |
| Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー               |     |                                  |                                  |
| 金銭の信託の増加による支出                    |     | △ 50                             | △ 50                             |
| 有価証券の取得による支出                     |     | △ 928                            | △ 10,381                         |
| 有価証券の売却・償還による収入                  |     | 5,147                            | 2,134                            |
| 資産運用活動計                          |     | 4,169                            | △ 8,296                          |
| (営業活動及び資産運用活動計)                  |     | (6,290)                          | (△4,126)                         |
| 有形固定資産の取得による支出                   |     | △ 112                            | △ 144                            |
| 有形固定資産の取得に係る補償金収入                |     | 39                               | —                                |
| 無形固定資産の取得による支出                   |     | △ 868                            | △ 1,189                          |
| 預託金の差入による支出                      |     | △ 53                             | △ 21                             |
| 預託金の回収による収入                      |     | 35                               | 10                               |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー                 |     | 3,209                            | △ 9,641                          |
| Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー               |     |                                  |                                  |
| 株式の発行による収入                       |     | —                                | 7,973                            |
| リース債務の返済による支出                    |     | —                                | △ 8                              |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー                 |     | —                                | 7,964                            |
| Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額               |     |                                  |                                  |
|                                  |     | —                                | —                                |
| Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)            |     | 5,330                            | 2,493                            |
| Ⅵ 現金及び現金同等物期首残高                  |     | 10,629                           | 15,959                           |
| Ⅶ 現金及び現金同等物期末残高                  |     | 15,959                           | 18,453                           |

## V 直近の2事業年度における財産の状況

### (キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

#### 1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目と金額の関係

|           |                |
|-----------|----------------|
|           | (2019年3月31日現在) |
| 現金及び預貯金   | 18,453百万円      |
| 現金及び現金同等物 | 18,453百万円      |

#### 3. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものではありません。

#### 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 4.1 株当たり配当等の推移

(単位:百万円)

| 区 分 \ 年 度  | 2017年度    | 2018年度    |
|------------|-----------|-----------|
| 1株当たり配当額   | 一円一銭      | 一円一銭      |
| 1株当たり当期純利益 | 17円16銭    | 16円54銭    |
| 配当性向       | —%        | —%        |
| 1株当たり純資産額  | 1,211円08銭 | 1,162円33銭 |

(注) 1株当たり当期純利益は[当期純利益÷期中平均株数]により算出しております。



## 5. 株主資本等変動計算書

<2018年度>

(単位:百万円)

|                         | 株主資本   |        |             |              |             | 評価・換算差額等   |                      |                    | 純資産合計  |
|-------------------------|--------|--------|-------------|--------------|-------------|------------|----------------------|--------------------|--------|
|                         | 資本剰余金  |        |             | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |        |
|                         | 資本金    | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |                      |                    |        |
|                         |        |        |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |                      |                    |        |
| 当期首残高                   | 16,500 | 16,400 | 16,400      | △26,793      | △26,793     | 6,106      | △ 26                 | △ 26               | 6,080  |
| 当期変動額                   |        |        |             |              |             |            |                      |                    |        |
| 新株の発行                   | 4,000  | 4,000  | 4,000       |              |             | 8,001      |                      |                    | 8,001  |
| 当期純利益                   |        |        |             | 130          | 130         | 130        |                      |                    | 130    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |        |             |              |             |            | △ 696                | △ 696              | △ 696  |
| 当期変動額合計                 | 4,000  | 4,000  | 4,000       | 130          | 130         | 8,131      | △ 696                | △ 696              | 7,434  |
| 当期末残高                   | 20,500 | 20,400 | 20,400      | △26,663      | △26,663     | 14,237     | △ 722                | △ 722              | 13,515 |

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:千株)

| 種類   | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式 | 5,020      | 6,607      | —          | 11,627    |

当事業年度中の増加株式数6,607千株は、親会社SBIインシュアランスグループ株式会社に対する第三者割当増資によるものであります。

#### 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<2017年度>

(単位:百万円)

|                          | 株主資本   |        |             |              |             | 評価・換算差額等   |                      |                    | 純資産合計 |
|--------------------------|--------|--------|-------------|--------------|-------------|------------|----------------------|--------------------|-------|
|                          | 資本金    | 資本剰余金  |             | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |       |
|                          |        | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |                      |                    |       |
|                          |        |        |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |                      |                    |       |
| 当期首残高                    | 16,500 | 16,400 | 16,400      | △ 26,879     | △ 26,879    | 6,020      | △ 13                 | △ 13               | 6,006 |
| 当期変動額                    |        |        |             |              |             |            |                      |                    |       |
| 当期純利益                    |        |        |             | 86           | 86          | 86         |                      |                    | 86    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |        |        |             |              |             |            | △ 12                 | △ 12               | △ 12  |
| 当期変動額合計                  | —      | —      | —           | 86           | 86          | 86         | △ 12                 | △ 12               | 73    |
| 当期末残高                    | 16,500 | 16,400 | 16,400      | △ 26,793     | △ 26,793    | 6,106      | △ 26                 | △ 26               | 6,080 |

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:千株)

| 種類   | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式 | 5,020      | —          | —          | 5,020     |

#### 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## 2 リスク管理債権

|              |          |
|--------------|----------|
| 1. 破綻先債権     | 該当ありません。 |
| 2. 延滞債権      | 該当ありません。 |
| 3. 3ヵ月以上延滞債権 | 該当ありません。 |
| 4. 貸付条件緩和債権  | 該当ありません。 |

## 3 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

## 4 債務者区分に基づいて区分された債権

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 該当ありません。 |
| 2. 危険債権              | 該当ありません。 |
| 3. 要管理債権             | 該当ありません。 |
| 4. 正常債権              | 該当ありません。 |

## 5 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

| 区 分                                                          | 2017年度 | 2018年度 (単位:百万円) |
|--------------------------------------------------------------|--------|-----------------|
| (A) 単体ソルベンシー・マージン総額                                          | 7,454  | 15,029          |
| 資本金又は基金等                                                     | 6,104  | 14,212          |
| 価格変動準備金                                                      | 7      | 22              |
| 危険準備金                                                        | —      | 0               |
| 異常危険準備金                                                      | 863    | 1,011           |
| 一般貸倒引当金                                                      | —      | —               |
| その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)                                 | △ 21   | △ 717           |
| 土地の含み損益                                                      | —      | —               |
| 払戻積立金超過額                                                     | —      | —               |
| 負債性資本調達手段等                                                   | 500    | 500             |
| 払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額                         | —      | —               |
| 控除項目                                                         | —      | —               |
| その他                                                          | —      | —               |
| (B) 単体リスクの合計額 $[\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6]$ | 4,072  | 4,574           |
| 一般保険リスク (R <sub>1</sub> )                                    | 3,704  | 3,817           |
| 第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )                               | —      | —               |
| 予定利率リスク (R <sub>3</sub> )                                    | 0      | 1               |
| 資産運用リスク (R <sub>4</sub> )                                    | 395    | 1,558           |
| 経営管理リスク (R <sub>5</sub> )                                    | 129    | 169             |
| 巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )                                    | 216    | 281             |
| 単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B)\times 1/2\}]\times 100$          | 366.1  | 657.0           |

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

## 【単体ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

## 【通常の予測を超える危険】

**保険引受上の危険(①)、予定利率上の危険(②)、資産運用上の危険(③)、経営管理上の危険(④)、巨大災害に係る危険(⑤)の総額**

- ① 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク):  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- ② 予定利率上の危険(予定利率リスク):  
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク):  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク):  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):  
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

## 【損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力】

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

# 6 時価情報等

## 1. 有価証券

### ① 売買目的有価証券

該当ありません。

### ② 満期保有目的の債券

<2018年度>

(単位:百万円)

| 区 分                | 年 度  | 2018年度末  |     |     |
|--------------------|------|----------|-----|-----|
|                    |      | 貸借対照表計上額 | 時価  | 差額  |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 公社債  | —        | —   | —   |
|                    | 外国証券 | —        | —   | —   |
|                    | その他  | —        | —   | —   |
|                    | 小計   | —        | —   | —   |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 公社債  | —        | —   | —   |
|                    | 外国証券 | 936      | 927 | △ 9 |
|                    | その他  | —        | —   | —   |
|                    | 小計   | 936      | 927 | △ 9 |
| 合計                 |      | 936      | 927 | △ 9 |

<2017年度>

(単位:百万円)

| 区 分                | 年 度  | 2017年度末  |     |      |
|--------------------|------|----------|-----|------|
|                    |      | 貸借対照表計上額 | 時価  | 差額   |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 公社債  | —        | —   | —    |
|                    | 外国証券 | 318      | 320 | 1    |
|                    | その他  | —        | —   | —    |
|                    | 小計   | 318      | 320 | 1    |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 公社債  | —        | —   | —    |
|                    | 外国証券 | 575      | 544 | △ 31 |
|                    | その他  | —        | —   | —    |
|                    | 小計   | 575      | 544 | △ 31 |
| 合計                 |      | 894      | 864 | △ 30 |

## V 直近の2事業年度における財産の状況

### ③ その他有価証券

<2018年度>

(単位:百万円)

| 区 分                      | 年 度  | 2018年度末 |          |       |
|--------------------------|------|---------|----------|-------|
|                          |      | 取得原価    | 貸借対照表計上額 | 差額    |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 公社債  | 1,652   | 1,661    | 9     |
|                          | 株式   | —       | —        | —     |
|                          | 外国証券 | 250     | 250      | 0     |
|                          | その他  | —       | —        | —     |
|                          | 小計   | 1,902   | 1,912    | 10    |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 公社債  | 1,609   | 1,608    | △ 1   |
|                          | 株式   | —       | —        | —     |
|                          | 外国証券 | 1,000   | 999      | △ 0   |
|                          | その他  | 8,495   | 7,762    | △ 732 |
|                          | 小計   | 11,104  | 10,369   | △ 734 |
| 合計                       |      | 13,007  | 12,282   | △ 724 |

(注) 組合出資金(貸借対照表計上額128百万円)については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、上記の表に含めておりません。

<2017年度>

(単位:百万円)

| 区 分                      | 年 度  | 2017年度末 |          |      |
|--------------------------|------|---------|----------|------|
|                          |      | 取得原価    | 貸借対照表計上額 | 差額   |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 公社債  | 1,104   | 1,111    | 7    |
|                          | 株式   | —       | —        | —    |
|                          | 外国証券 | —       | —        | —    |
|                          | その他  | —       | —        | —    |
|                          | 小計   | 1,104   | 1,111    | 7    |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 公社債  | —       | —        | —    |
|                          | 株式   | —       | —        | —    |
|                          | 外国証券 | 1,250   | 1,247    | △ 2  |
|                          | その他  | 2,495   | 2,460    | △ 34 |
|                          | 小計   | 3,745   | 3,707    | △ 37 |
| 合計                       |      | 4,849   | 4,819    | △ 29 |

(注) 組合出資金(貸借対照表計上額164百万円)については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、上記の表に含めておりません。

## 2. 金銭の信託

### ① 運用目的の金銭の信託

<2018年度>

(単位:百万円)

|            | 貸借対照表計上額 | 損益に含まれた評価差額 |
|------------|----------|-------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 73       | △ 64        |

<2017年度>

(単位:百万円)

|            | 貸借対照表計上額 | 損益に含まれた評価差額 |
|------------|----------|-------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 88       | 38          |

## ② 満期保有目的の金銭の信託

<2018年度>

(単位:百万円)

|              | 帳簿価格  | 時価    | 差額 |
|--------------|-------|-------|----|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 3,016 | 3,020 | 4  |

<2017年度>

(単位:百万円)

|              | 帳簿価格  | 時価    | 差額  |
|--------------|-------|-------|-----|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 3,011 | 2,985 | △25 |

## ③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

## 3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| ① 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳） | 該当ありません。 |
| ② 金利関連                     | 該当ありません。 |
| ③ 通貨関連                     | 該当ありません。 |
| ④ 株式関連                     | 該当ありません。 |
| ⑤ 債券関連                     | 該当ありません。 |
| ⑥ その他                      | 該当ありません。 |

4. 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引 該当ありません。

5. 先物外国為替取引 該当ありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引（(7)に掲げるものを除く。） 該当ありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、  
外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引 該当ありません。

## 7 監査法人による監査の状況

弊社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について弊社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

## 8 当社及びその子会社等の概況

該当ありません。

# 損害保険用語の解説 (五十音順)

## あ行

---

### 【異常危険準備金】

異常災害による損害のてん補に充てるために保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

### 【逸失利益】

事故などにより被保険者が死亡または後遺障害により働けなくなった結果、その事故がなければ得られたであろう経済的利益のことです。

### 【受再】

ほかの保険会社からの「再保険」を引き受けることをいいます。

## か行

---

### 【解約返戻金】

保険期間中に解約・解除等があった場合に、保険会社から契約者にお返しする保険料です。

### 【価格変動準備金】

保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

### 【危険準備金】

保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて保険会社が積み立てる準備金をいいます。

### 【記名被保険者】

自動車保険において、契約自動車を主に運転する方で、契約時に記名被保険者として指定された方を指します。

### 【契約者配当金】

積立保険において積立部分の実際の運用利回りが予定利率を超えた場合、満期時に契約者に支払われる金額です。  
なお、弊社において積立保険は取扱がありません。

### 【契約者配当準備金】

積立保険の契約者配当金を満期時に支払うために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。  
なお、弊社において積立保険は取扱がありません。

### 【後遺障害】

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

### 【交通事故証明書】

交通事故の事実を確認したことを証明するものです。事故が発生した場所を所轄する各都道府県の自動車安全運転センターが交付します。

### 【告知義務】

ご契約時に保険会社が告知事項として質問した事項について、事実を回答していただく義務のことです。

## さ行

---

### 【再保険】

保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分をほかの保険会社に転嫁することをいいます。

### 【再保険プール】

保険責任の分散・平準化を効率的に図るために共同で行う再保険のことをいいます。  
プールに参加した保険会社は、保険契約をプールへ出再し、かつ、所定の配分割合分を受再していることとなります。

### 【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称していいます。

### 【そんぽADRセンター】

損害保険協会のお客様対応窓口で、専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応します。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関(金融ADR機関)として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援(和解案の提示等)を行っています。

#### 【自賠責保険】

自動車損害賠償保障法によって自動車を使用する際に加入が義務づけられている保険で、人身事故における被害者救済を目的とした強制保険です。なお、正式名称は自動車損害賠償責任保険です。

#### 【支払備金】

既に発生した保険事故について、その保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

#### 【出再】

ほかの保険会社に「再保険」を引き受けてもらうことをいいます。

#### 【自由診療】

公的医療保険制度の対象となるかどうかに関わらず、公的医療保険制度を利用しないで自費負担で受ける診療をいいます。

#### 【セカンドオピニオン】

患者にとって最善と考えられる診療を患者と主治医で判断するために主治医以外の医師の意見を聞くことです。

#### 【責任準備金】

将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことをいいます。

#### 【先進医療】

厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた医療機関で行われる療養に限られます。）のことをいい、公的医療保険制度の保険給付の対象とすべきものかどうかを評価する段階にある療養です。先進医療は公的保険診療と併用することができますが、先進医療にかかる部分は全額自己負担となります。

#### 【損害保険大学課程】

一般社団法人日本損害保険協会が実施している資格認定制度で、損害保険募集人一般試験の合格者を対象にしたプログラムです。

#### 【損害保険募集人一般試験】

これから代理店登録または募集人届出をする方、すでに代理店登録または募集人登録をしている方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が実施する試験です。試験は基礎単位と商品単位で構成されており、単位ごとに5年おきの更新制です。

#### 【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算出団体です。自動車保険、火災保険および傷害保険等の参考純率ならびに自賠責保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

た行

#### 【第三分野保険】

第一分野(生命保険)、第二分野(損害保険)のいずれにも属さない医療保険や介護保険などを指します。

#### 【特約再保険】

あらかじめ出再する条件を定めておき、その条件を満たす保険契約をすべて出再する形態の再保険のことをいいます。



# 損害保険用語の解説

## な行

---

### 【ノンフリート等級】

保険の対象となる自動車の所有台数が9台以下の保険契約に対して適用される割増・割引率の等級（1～20等級）のことをいいます。

## は行

---

### 【払戻積立金】

積立保険および満期時に一定の条件で保険料を返還する保険において満期返れい金または保険料の払い戻し等に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、弊社においてこれに該当する保険は取扱がありません。

### 【普通責任準備金】

一般の保険において決算時から保険終期までの期間の保険金支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

### 【保険期間】

補償の対象となる期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については一般的には保険金をお支払いしません。

### 【保険業法】

保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、生活の安定および経済の健全な発展に資することを目的とする法律です。

### 【保険金】

保険事故による損害または傷害に対して保険会社が被保険者等に支払うお金のことをいいます。

### 【保険金額】

契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

### 【保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。ここには、日本国内で損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。

### 【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払責任を果たすために、保険会社が積み立てる準備金のことをいい、支払備金、責任準備金があります。

### 【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

### 【保険料積立金】

保険期間が長期の第三分野保険および積立保険において将来の保険金等の支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

## ま行

---

### 【元受契約】

保険会社が保険契約者から直接引き受けた保険契約のことをいいます。

### 【元受保険料】

元受契約によって領収する保険料のことをいいます。出再する前の保険料であることを明示する場合に用いる用語です。



**SBI損保**

SBI損害保険 株式会社

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー 16F 〒106-6016

TEL 03-6229-0060 (代表)

[www.sbisonpo.co.jp](http://www.sbisonpo.co.jp)